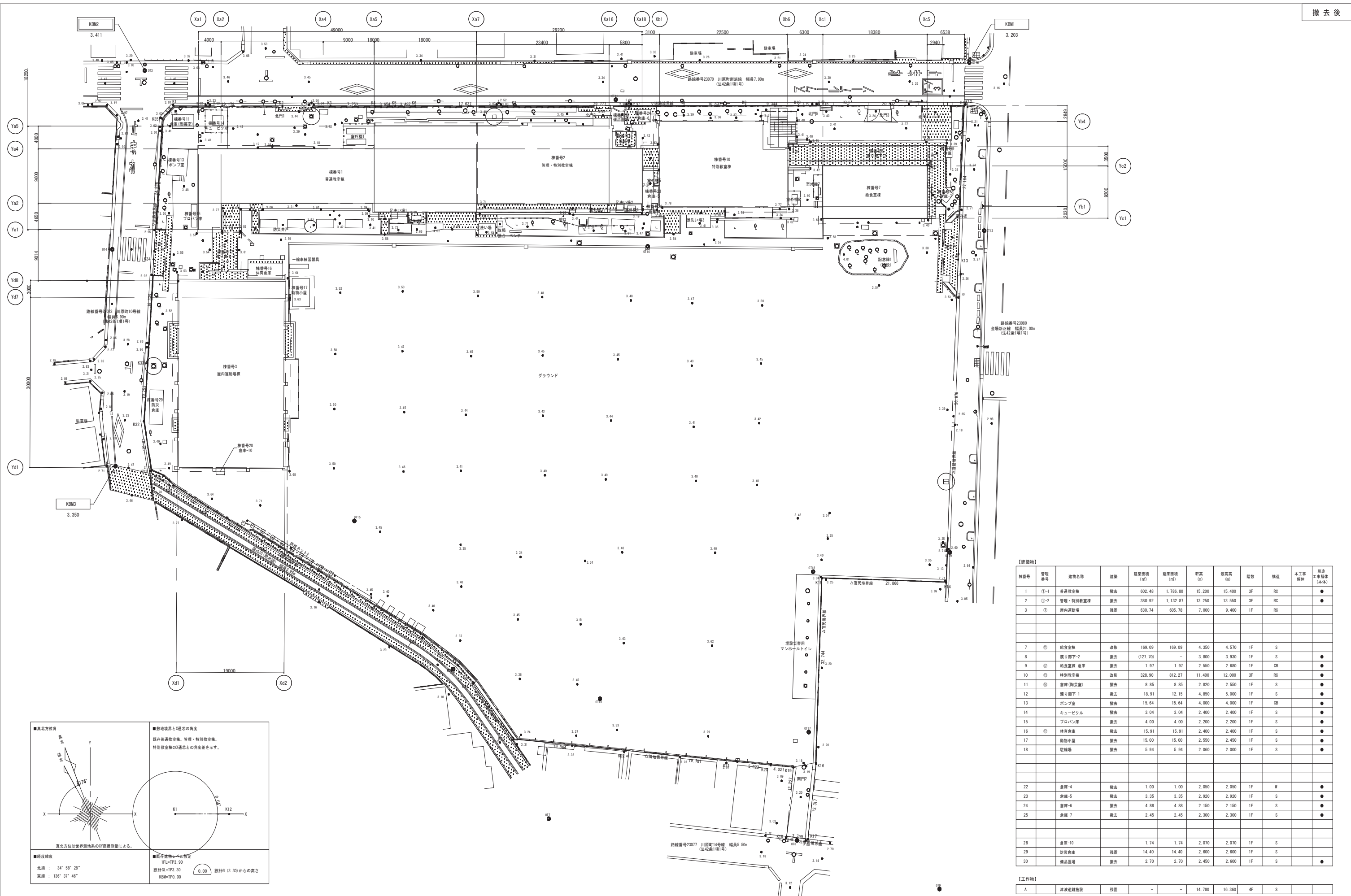


解体工事特記仕様書											
<p>解体工事特記仕様書</p> <p>説 明</p> <p>工 事 概 要</p> <p>1. 工事場所 四日市市川原町地内</p> <p>2. 工事種目 既設プール棟及び付属建築物の解体</p> <p>1. 共通仕様</p> <p>(1 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁審議部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説 (令和 4 年版)」(以下「解体共通仕様書」という。 )による。</p> <p>2. 特記仕様</p> <p>(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。</p> <p>○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。</p> <p>◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>(3) 特記事項に記載の [ . . . ] 内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>(4) 特記事項に記載の (標 . . . ) 内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>部 分 完 成 ○ 無 ・ 有 ( )</p> <p>部 分 引 渡 し ○ 無 ・ 有 ( )</p> <p>○ 請負業者賠償責任保険 (保証証の写しを提出)</p> <p>( ・ 管理財物担保特約に加入のこと)</p> <p>・ 任意にて加入</p> <p>下記の制度について加入すること。</p> <p>○ 法定外労災補償制度 (加入証明書の写しを提出) _</p> <p>・ 建設業退職金共済制度 当初の請負金額が 500 万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額：請負金額の 8/1000 以上</p> <p>なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする</p> <p>・ 任意にて加入</p> <p>※ 資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項</p> <p>資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。</p>		<p>○ 工程計画については、関係者等と十分に調整を行った上で進めること。</p> <p>○ 資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。</p> <p>○ 大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。</p> <p>○ 足場を60 日以上設置する場合は、着手の 30 日前までに、設置届を所管官庁へ提出すること。</p> <p>○ 道路の汚損がないように努めると共に、汚損した場合は直ちに清掃を行うこと。</p> <p>○ 既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。</p> <p>○ 工事により発生する塵土や廃材、汚泥等は適切処理を行うこと。また、差場を設け、敷地外への泥水の流出を防止すること。</p> <p>○ 振動、騒音、ほこりでの作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣施設等と調整を行うこと。</p> <p>○ 音の発生する工事は昼間の作業とし、早朝、夕方以降は作業を行わないこと。また、低騒音の建設重機を使用し周辺への影響に配慮すること。</p> <p>○ 工事期間中は、近隣住民の安全確保に努めること。</p> <p>・ 2026/ / ~ / は工事を行わないこと。(※期間は要協議 )</p> <p>○ 解体中は必ず散水を行い、埃の飛散に注意して施工すること。また強風時は施工を行わないこと。</p>		<p>3 章 解体施工</p> <p>① 表 [3. 9. 2]</p> <p>・ 行わない</p> <p>・ 引抜き工法 ・ 破砕工法</p> <p>② 構内舗装、樹木等 [3. 11. 1]</p> <p>・ 樹木等の伐採 ○ 行う ・ 行わない</p> <p>・ 樹木等の伐採抜根 ○ 行う ・ 行わない</p> <p>・ 樹木等の移植 ・ 行う ○ 行わない</p> <p>※ 対象樹木等は図示による。</p> <p>地下埋設物及び埋設配管等の解体 ○ 行う ・ 行わない [3. 12. 1]</p> <p>解体後の埋戻し ○ 行う ・ 行わない [3. 13. 1]</p> <p>盛 土 ・ 行う ○ 行わない</p>		<p>4 章 建設廃棄物の処理</p> <p>① 再資源化等 [4. 4. 1]</p> <p>中間処理施設 ( 廃棄物の種別に応じ許可を受けた施設 )</p> <p>再資源化施設 ( 同上 )</p> <p>◎ 特定建設資材廃棄物は、再資源化を行う (再資源化が困難な場合は縮減)</p> <p>水銀使用製品産業廃棄物 ・ 行う ○ 行わない</p> <p>硬質ポリ塩化ビニル管・継手 ・ 行う ○ 行わない</p> <p>ガラス ・ 行う ○ 行わない</p> <p>木材の縮減 ・ 行う ○ 行わない</p> <p>現場での利用 ・ 行う ○ 行わない</p> <p>② 産業廃棄物 広域認定制度 [4. 4. 2]</p> <p>産業廃棄物の広域的処理 ・ 行う ○ 行わない</p> <p>③ 最終処分 [4. 4. 3]</p> <p>最終処分場 (引渡しを受ける物及び再資源化を行うもの以外の物 )</p> <p>最終処分場 (産業廃棄物の種別に応じ許可を受けた施設 )</p> <p>・ CCA 処理木材 [4. 5. 1]</p> <p>・ ひ素・カドミウム含有石膏ボード</p> <p>・ 上記以外の石膏ボード ・ 最終処分 ・ 再資源化</p> <p>※ 廃棄物管理票 (マニフェスト) 確認表を作成し、監督職員に A 票及び D 票もしくは E 票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録 (電子マニフェスト) により確認を行う場合は、この限りではない。</p>		<p>5 章 特別管理産業廃棄物の処理</p> <p>① 施工計画調査 [5. 1. 2]</p> <p>特別管理産業廃棄物の分析調査 ・ 行う ○ 行わない</p> <p>② 特別管理産業廃棄物の処理等 [5. 4. 1]</p> <p>特別管理産業廃棄物の処理等 ・ 行う ○ 行わない</p> <p>PCB を含む機器類</p> <p>微量 PCB の分析調査 ・ 行う ・ 行わない</p> <p>PCB 含有シーリング材</p> <p>分析調査及び除去 ・ 行う ・ 行わない</p> <p>廃油</p> <p>・ 焼却処分 ・ 中間処理施設での再生処理</p> <p>廃酸・廃アルカリ</p> <p>・ 中和処理 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設での再生処理</p> <p>ダイオキシン類</p> <p>サンプリング調査 ・ 行う ・ 行わない</p>		<p>6 章 石綿含有建材の除去及び処理</p> <p>① 一般事項</p> <p>労働安全衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づく技術上の指針 (建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等ばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針) を遵守すること。</p> <p>○ アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。</p> <p>石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への報告等を行うこと。</p> <p>○ 石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。</p> <p>○ 事前調査結果及び特定粉塵排出等作業の指示を行うこと。</p> <p>○ アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。</p> <p>○ アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。</p> <p>分析による調査 ○ 行う ・ 行わない</p> <p>※ 書面調査及び現地調査の調査結果を監督職員に提出すること。</p>	
<p>章 項 目 特 記 事 項</p> <p>1 章 一般共通事項</p> <p>① 工事実績情報の登録 [1. 1. 4]</p> <p>※ 請負金額が 500 万円以上の場合は、登録を行う。</p> <p>※ 工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編纂を行うように努めること。</p> <p>② 工事の記録 [1. 2. 3]</p> <p>※ 工事写真については以下による。(編集工程写真は A4 版程度)</p> <p>※ 工事着工前 1 部</p> <p>※ 工程写真 各工程毎に編集の上提出 1 部</p> <p>※ 竣工写真 2 部</p> <p>※ 工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編纂を行うように努めること。</p> <p>③ 電気保安技術者 [1. 3. 3]</p> <p>・ 適用する ○ 適用しない</p> <p>事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</p> <p>一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>4-1 週休 2 日制工事</p> <p>「四日市市週休 2 日制工事実施要領 (営繕工事) (令和 6 年 7 月 19 日改正適用) に基づく適用は下記による。</p> <p>・ 週休 2 日制工事対象</p> <p>○ 週休 2 日制工事 (受注者希望型) 対象</p> <p>・ 週休 2 日制対象外工事 ( ・ 工事の実働日数が 30 日未満の工事 ・ 現場閉所困難な工事)</p> <p>完全週休 2 日制工事 (受注者希望型含む ) の現場閉所日については下記による。</p> <p>※ 土日閉所 (ただし、 / ~ / については土日作業とすること。)</p> <p>・ 土日以外閉所</p> <p>※ 土日以外閉所における現場閉所日は、着手前に監督職員と協議の上設定すること。</p> <p>なお、現場閉所日については、原則として毎週連続する同一の曜日とすること。</p> <p>[1. 3. 5 ]</p> <p>・ 週休 2 日制対象外工事の現場閉所日については下記による。</p> <p>※ 土日閉所 ・ 土日以外閉所</p> <p>・ 現場閉所日、祝日、夜間に作業を行う場合は、事前に「休日及び夜間工事承諾書」を提出し、監督職員の承諾を得ること。</p> <p>④ 施工条件</p> <p>○ 工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※ 敷地内</p> <p>○ 工事着手前に周辺住民への工事説明会が開催される場合は資料作成等に協力すること。</p> <p>○ 施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行うこと。</p> <p>○ 工事に關する法令手続きは受注者にて行うこと。手続きに係る手数料は受注者の負担とする。</p> <p>○ 仮囲い等について周辺住民等の安全上、使用上支障がないように計画し、維持管理に努めること。</p>		<p>⑤ 施工中の安全確保 [1. 3. 6]</p> <p>交通誘導員 ※ 配置する 1 名以上 (大型車の出入は必ず) ・ 配置しない</p> <p>・ 交通誘導警備員 A ※ 交通誘導警備員 B</p> <p>⑥ 発生材の処理等 [1. 3. 10]</p> <p>○ 引渡しを要するもの ( PCB 含有建材 )</p> <p>・ 工事現場において再利用及び再資源化を図るもの ( )</p> <p>※ 特定建設資材の搬出</p> <p>再資源化等を行う (再資源化が困難な場合には縮減)</p> <p>・ 特定建設資材以外の搬出 ・ 構外搬出適正処理</p> <p>※ 廃棄物管理票 (マニフェスト) 確認表を作成し、監督職員に A 票及び D 票もしくは E 票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録 (電子マニフェスト) により確認を行う場合は、この限りではない。</p> <p>※ 建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告 (位置図等 ) を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。</p> <p>事前調査 (有資格者) ◎ 行う ・ 行わない [1. 4. 1]</p> <p>調査結果報告書の貸与 ・ ◎ ・ 無</p> <p>分析調査 ・ 行う (対象箇所: ) ※ 行わない</p> <p>※ 定性分析 ・ 定量分析</p> <p>※ 分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について (令和 3 年 12 月 22 日改正 )」に基づき行う。</p> <p>※ 現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。</p> <p>調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、営業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。</p> <p>※ 本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成三年法律第四十八号) の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合 (下記内容該当工事) は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</p> <p>・ 建設副産物を搬出する際の計画</p> <p>1. 土砂 500m3 以上</p> <p>2. コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が 200t 以上</p> <p>・ 再生資材を利用する際の計画</p> <p>1. 土砂 500m3 以上</p> <p>2. 砕石 500t 以上</p> <p>3. 加熱アスファルト 200t 以上</p>		<p>2 章 仮設工事</p> <p>① 騒音・粉じん等の対策 [2. 2. 1]</p> <p>◎ 騒音、粉じんの対策</p> <p>◎ 防音パネルを隙間なく取り付ける。</p> <p>○ 防音シートをジョイントの重ねと結束を十分に施し、隙間なく取り付ける。</p> <p>・ メッシュ金網、養生シート等を隙間なく取り付ける。</p> <p>なお、シート類は防炎処理されたものとする。</p> <p>◎ 防音パネル等を取り付ける足場等の範囲 ※ 図示による。</p> <p>◎ ブレーカー、穿孔機、圧砕機等による粉じん発生部には、常時散水を行うこと。</p> <p>◎ 設ける。(規模、備品等の設置は下記による) ・ 設けない [2. 3. 1]</p> <p>構内既存の施設 ○ 利用できる ( ○ 有償 ・ 無償) ・ 利用できない</p> <p>構内既存の施設 ○ 利用できる ( ○ 有償 ・ 無償) ・ 利用できない</p> <p>② 監督職員事務所等</p> <p>③ 工事用電力</p> <p>④ 工事用水</p>		<p>※ 産業廃棄物税</p> <p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができます。</p>					
<p>委託名 橋北小学校 仮設校舎賃貸借</p> <p>図面名 建築解体工事特記仕様書 -1</p> <p>縮尺 A1 : N.S. A3 : N.S.</p> <p>図番 No. KKA - 001</p> <p>令和 8 年 5 月</p> <p>四日市市教育委員会事務局 教育施設課</p>											

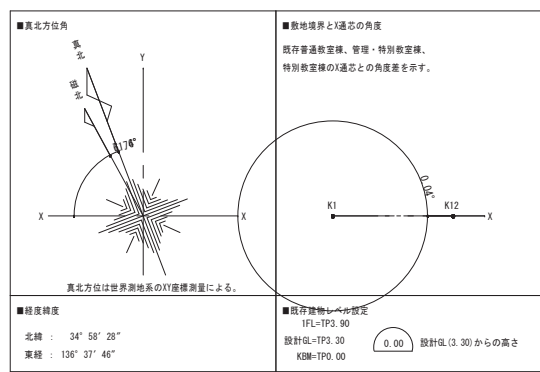
<p>6章 石綿含有建材の除去及び処理</p>	<p>3 石綿含有吹付け材の除去</p> <p>石綿含有吹付け材の有無 ・ 有 ○ 無 [6.3.1]          除去吹付け材( 図示 )含有場所( 図示 )          吹付け材の施工数量調査 ※行う          石綿粉じん濃度測定 ※行う [6.1.3]</p> <p>表6.4 石綿粉じん濃度測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点 (各施工箇所ごと)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td>測定1</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>施行区画周辺 又は、敷地境界</td> <td>計2点</td> <td>大気</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">処理作業中</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>セキヨリゾーン入口</td> <td>1点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)</td> <td>1点</td> <td>(注)2</td> </tr> <tr> <td>測定6</td> <td>施行区画周辺 又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後 (隔離シート撤去前)</td> <td>測定7</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定8</td> <td>施行区画周辺 又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>大気</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。          (注)2. 集じん・排気装置の性能確認</p> <p>石綿粉じん濃度測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定 3</th> <th>測定 1, 2, 4, 6, 7, 8</th> <th>測定 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計数機器</td> <td>位相差顕微鏡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>メンブレンフィルタの直径</td> <td>25mm</td> <td></td> <td>47mm</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量</td> <td>1l/min</td> <td>5l/min</td> <td>10l/min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td>5 min</td> <td>120 min</td> <td>210 min</td> </tr> <tr> <td>試料の透明化</td> <td colspan="3">アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法</td> </tr> <tr> <td>計数条件</td> <td colspan="3">総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野</td> </tr> <tr> <td>計数アスベスト</td> <td colspan="3">直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上</td> </tr> <tr> <td>定量限界</td> <td>50 f/l</td> <td>0.5 f/l</td> <td>0.3 f/l</td> </tr> </tbody> </table> <p>作業場の隔離等 ※行う [6.3.1]          除去工法 [6.3.2]          ※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。          処分方法 [6.3.3]          ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。          ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた熔融施設において熔融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。</p> <p>アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。          アスベスト含有仕上塗材の有無 ・ 有 ○ 無          除去仕上塗材( )含有場所( )          撤去の範囲 ・ 全面撤去 ・ 図示による          除去工法(原則湿潤化し、下記工法とする)          ・水洗い工法 ・ 手工具ケレン工法          ・集じん装置付高圧水洗工法 ・ 集じん装置付超高圧水洗工法 ・ 超音波ケレン工法          ・剥離材併用高圧水洗工法 ・ 剥離材併用超高圧水洗工法 ・ 剥離材併用手工具ケレン工法          ・剥離材併用超音波ケレン工法 ・ 集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法          上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。          除去工法の試験施工 ・ 行う ※ 行わない          作業場の隔離及び養生          「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策徹底マニュアル」による。          ・ 隔離養生不要 ・ 隔離養生必要(負担不要)・その他( )          処分方法          ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。          ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた熔融施設において熔融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う</p>	測定時期	測定名称	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考	処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定2	施行区画周辺 又は、敷地境界	計2点	大気	処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定4	セキヨリゾーン入口	1点	空気の流れを確認	測定5	集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	1点	(注)2	測定6	施行区画周辺 又は、敷地境界	4方向各1点	—	処理作業後 (隔離シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定8	施行区画周辺 又は、敷地境界	4方向各1点	大気		測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5	計数機器	位相差顕微鏡			メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm	試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min	試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min	試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法			計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野			計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上			定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l	<p>⑥石綿含有成形板の除去</p> <p>石綿含有成形板の有無 ○ 有 ・ 無 [6.5.1]          除去成形板( 図示 )含有場所( 屋内運動場 南倉庫 外壁、屋根 )          作業場の養生 ○ 行う ・ 行わない          ※石綿含有ケイカル板第一種の除去は、隔離養生(負担不要)を行う          ※その他成形板については、切断・穿孔・研磨等の作業を伴う場合は、隔離養生(負担不要)を行う</p> <p>処分方法 [6.5.3]          石綿含有石膏ボード          ※管理型最終処分場で埋立処分する。          石綿含有石膏ボード以外          ○埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。          ○中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた熔融施設において熔融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。</p> <p>※本工事に配置管理させる者(有資格者)          ※特定化学物質等作業主任者(H18.3.31以前の講習修了者)          又は石綿作業主任者(H18.4.1以降の講習修了者)</p>	<p>(資料等の返還)          第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。          2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。          (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断          (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕          3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。          4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等を廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。          (研修・教育の実施)          第10 乙は、この従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。          (苦情の処理)          第11 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。          (定期報告及び事故発生時における報告)          第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。          2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。          (監査及び検査)          第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。          2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。          (契約解除及び損害賠償)          第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。</p>
	測定時期	測定名称	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考																																																																										
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																																											
	測定2	施行区画周辺 又は、敷地境界	計2点	大気																																																																											
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																																											
	測定4	セキヨリゾーン入口	1点	空気の流れを確認																																																																											
	測定5	集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	1点	(注)2																																																																											
	測定6	施行区画周辺 又は、敷地境界	4方向各1点	—																																																																											
処理作業後 (隔離シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																																											
	測定8	施行区画周辺 又は、敷地境界	4方向各1点	大気																																																																											
	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5																																																																												
計数機器	位相差顕微鏡																																																																														
メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm																																																																												
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min																																																																												
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min																																																																												
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法																																																																														
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野																																																																														
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上																																																																														
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l																																																																												
<p>④アスベスト含有仕上塗材の除去</p> <p>石綿含有成形板の有無 ○ 有 ・ 無 [6.5.1]          除去成形板( 図示 )含有場所( 屋内運動場 南倉庫 外壁、屋根 )          作業場の養生 ○ 行う ・ 行わない          ※石綿含有ケイカル板第一種の除去は、隔離養生(負担不要)を行う          ※その他成形板については、切断・穿孔・研磨等の作業を伴う場合は、隔離養生(負担不要)を行う</p> <p>処分方法 [6.5.3]          石綿含有石膏ボード          ※管理型最終処分場で埋立処分する。          石綿含有石膏ボード以外          ○埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。          ○中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた熔融施設において熔融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。</p> <p>※本工事に配置管理させる者(有資格者)          ※特定化学物質等作業主任者(H18.3.31以前の講習修了者)          又は石綿作業主任者(H18.4.1以降の講習修了者)</p>	<p>個人情報の取り扱いに関する事項</p> <p>(基本事項)          第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。))は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。          (施工者の義務)          第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。))は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第67号。以下「法」という。))第11条に規定する義務を負う。          2 乙は、この契約による工事において個人情報適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。          (秘密の保持)          第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。          2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。          3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。          (適正な管理)          第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。          2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。          3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。          4 四日市市(以下「甲」という。))は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。          (収集の制限)          第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。          (再提供の禁止)          第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。          2 乙は、前項の承諾により再提供する場合、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。          3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。          (複製、複製の禁止)          第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等(以下「資料等」という。))を複製し、又は複製してはならない。          (持ち出しの禁止)          第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複製又は複製したものを含む。第9において同じ。))を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。          2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法を書面により確認するものとする。          3 前項の場合において、乙は、資料等に施設又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようになるとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。</p>	<p>暴力団等不当介入に関する事項</p> <p>1. 契約の解除          四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。          2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務          (1)不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。          (2)契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。          (3)(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。</p>	<p>障害者差別解消に関する事項</p> <p>1. 対応要領に沿った対応          (1)この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。))の請負(委託)を受けた者(以下「受注者(受託者)」という。))は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。))に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領(平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。))に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。          (2)(1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。          2. 対応指針に沿った対応          上記1に定めるもののほか、受注者(受託者)は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。))に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。</p>																																																																												

委託名	橋北小学校 仮設校舎賃貸借	図面名	建築解体工事特記仕様書-2	縮尺	A1:.....N.S. A3:.....N.S.	図番	No. KKA - 002
	製図	令和8年5月	四日市市教育委員会事務局 教育施設課				

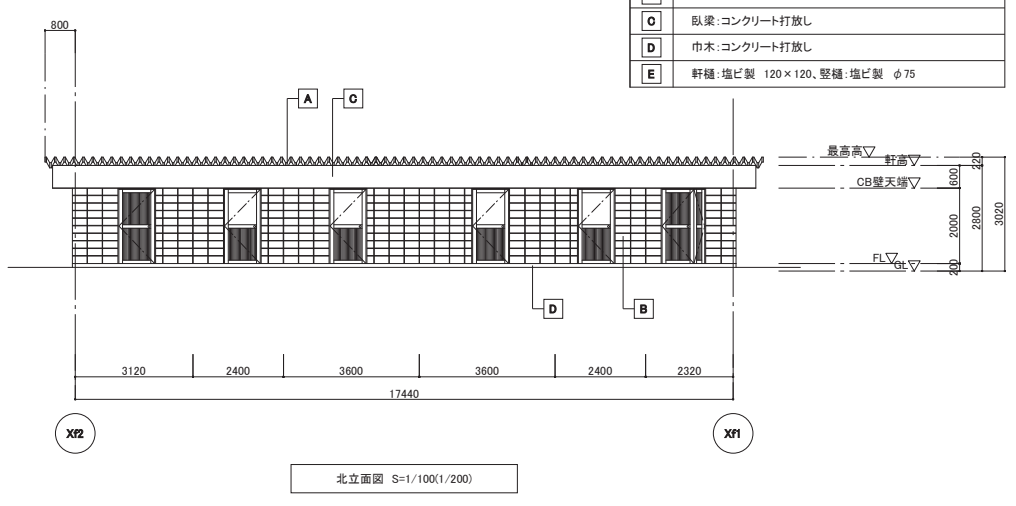
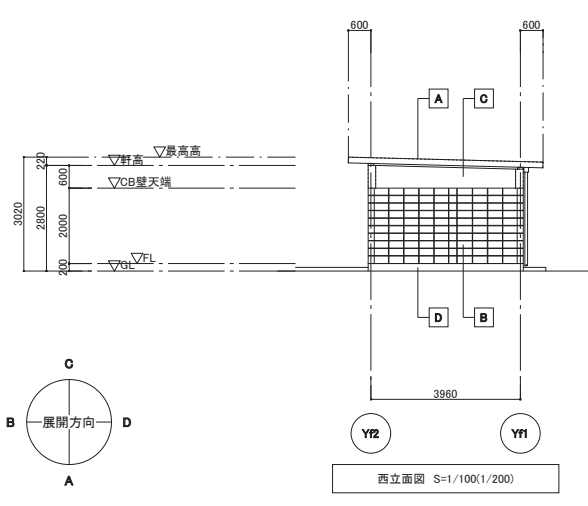
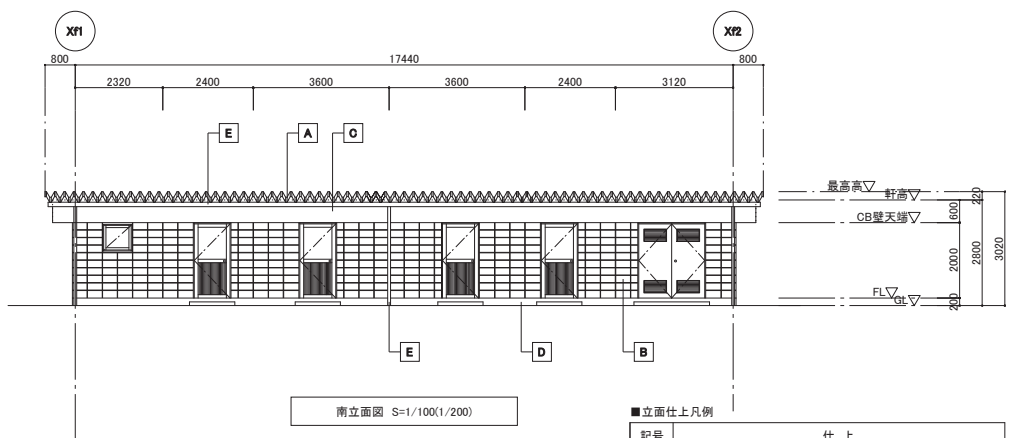
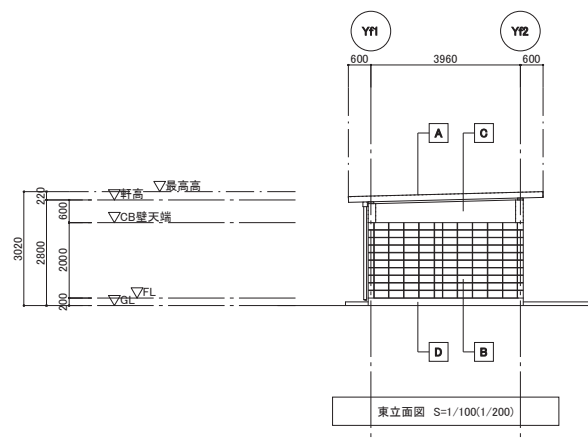
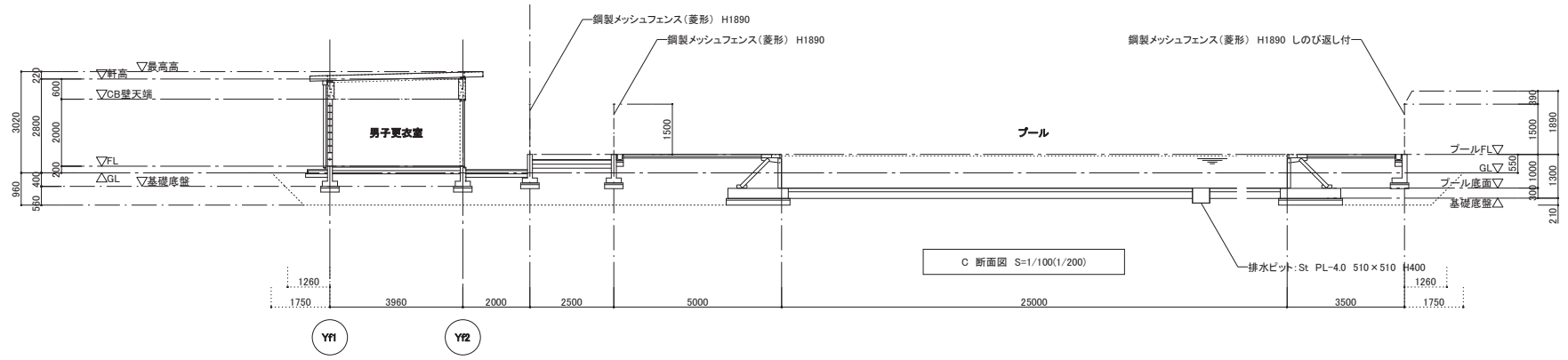
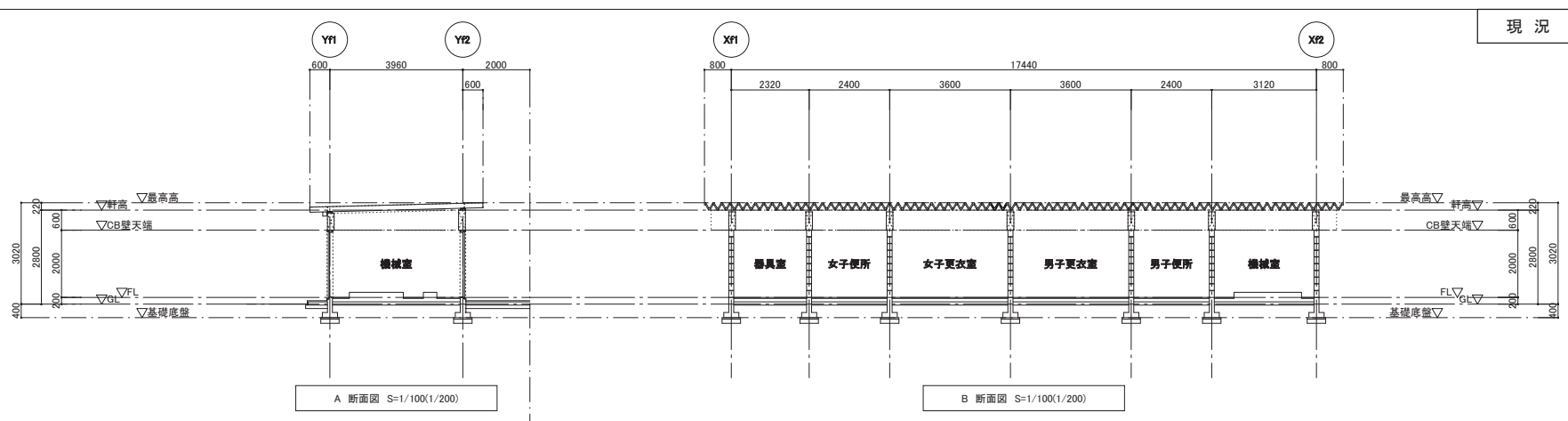
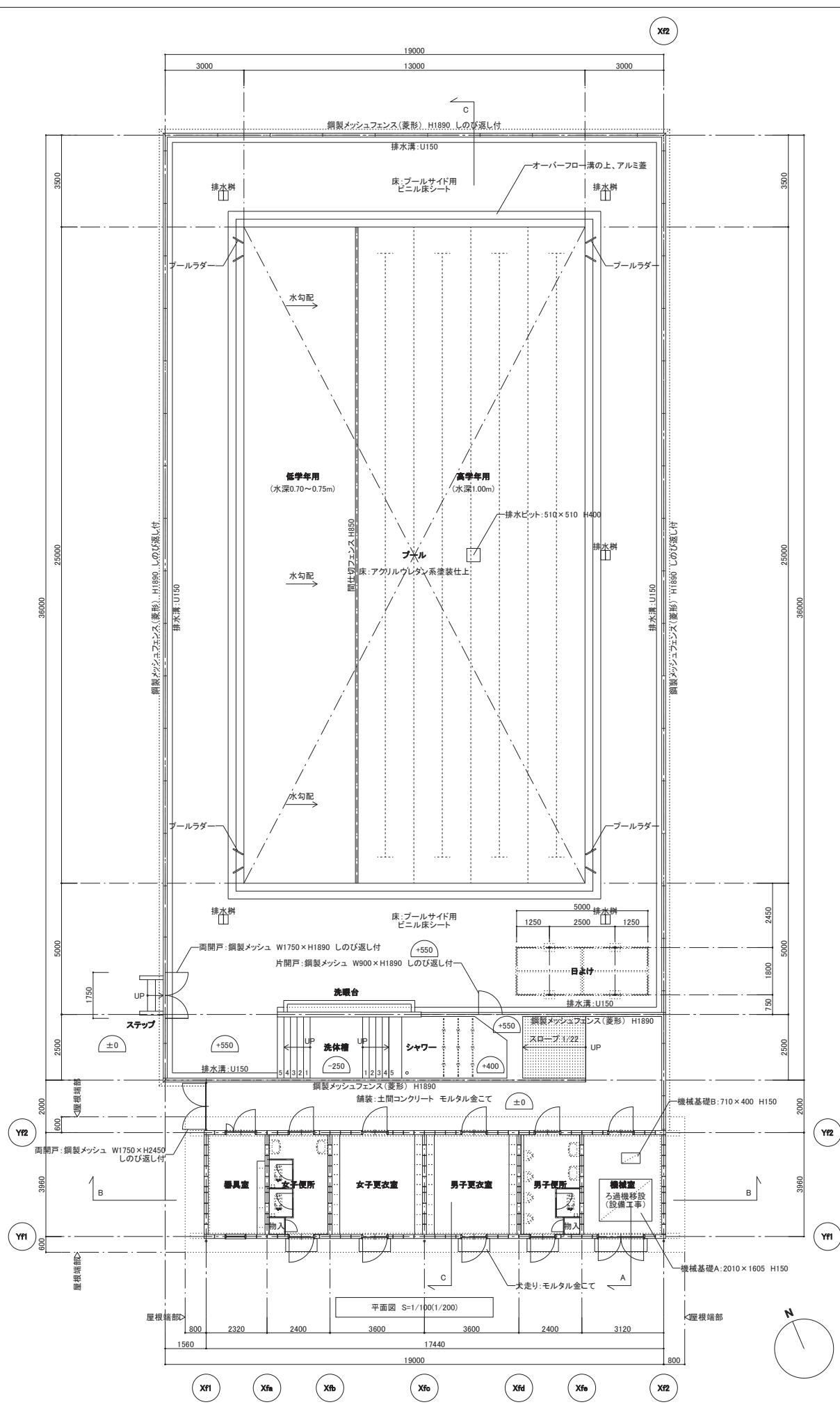




棟番号	管理棟番号	建物名称	建築	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	軒高 (m)	最高高 (m)	階数	構造	本工事	別注工事
1	①-1	普通教室棟	撤去	602.48	1,786.80	15.200	15.400	3F	RC		●
2	①-2	管理・特別教室棟	撤去	380.92	1,132.87	13.250	13.550	3F	RC		●
3	①	屋内運動場	残置	630.74	605.78	7.000	9.400	1F	RC		
7	②	給食室棟	改修	169.09	169.09	4.350	4.570	1F	S		
8		渡り廊下-2	撤去	(127.70)	-	3.800	3.930	1F	S		●
9	②	給食室棟 倉庫	撤去	1.97	1.97	2.550	2.680	1F	CB		●
10	③	特別教室棟	改修	328.90	812.27	11.400	12.000	3F	RC		●
11	④	倉庫(海苔室)	撤去	8.85	8.85	2.820	2.550	1F	S		●
12		渡り廊下-1	撤去	18.91	12.15	4.850	5.000	1F	S		●
13		ポンプ室	撤去	15.64	15.64	4.000	4.000	1F	CB		●
14		キュービクル	撤去	3.04	3.04	2.400	2.400	1F	S		●
15		プロパン庫	撤去	4.00	4.00	2.200	2.200	1F	S		●
16	⑤	体育倉庫	撤去	15.91	15.91	2.400	2.400	1F	S		●
17		動物小屋	撤去	15.00	15.00	2.550	2.450	1F	S		●
18		駐輪場	撤去	5.94	5.94	2.060	2.000	1F	S		●
22		倉庫-4	撤去	1.00	1.00	2.050	2.050	1F	II		●
23		倉庫-5	撤去	3.35	3.35	2.920	2.920	1F	S		●
24		倉庫-6	撤去	4.88	4.88	2.150	2.150	1F	S		●
25		倉庫-7	撤去	2.45	2.45	2.300	2.300	1F	S		●
28		倉庫-10		1.74	1.74	2.070	2.070	1F	S		
29		防災倉庫	残置	14.40	14.40	2.600	2.600	1F	S		
30		備品置場	撤去	2.70	2.70	2.450	2.600	1F	S		●
【工作物】											
A		津波避難施設	残置	-	-	14.780	16.360	4F	S		

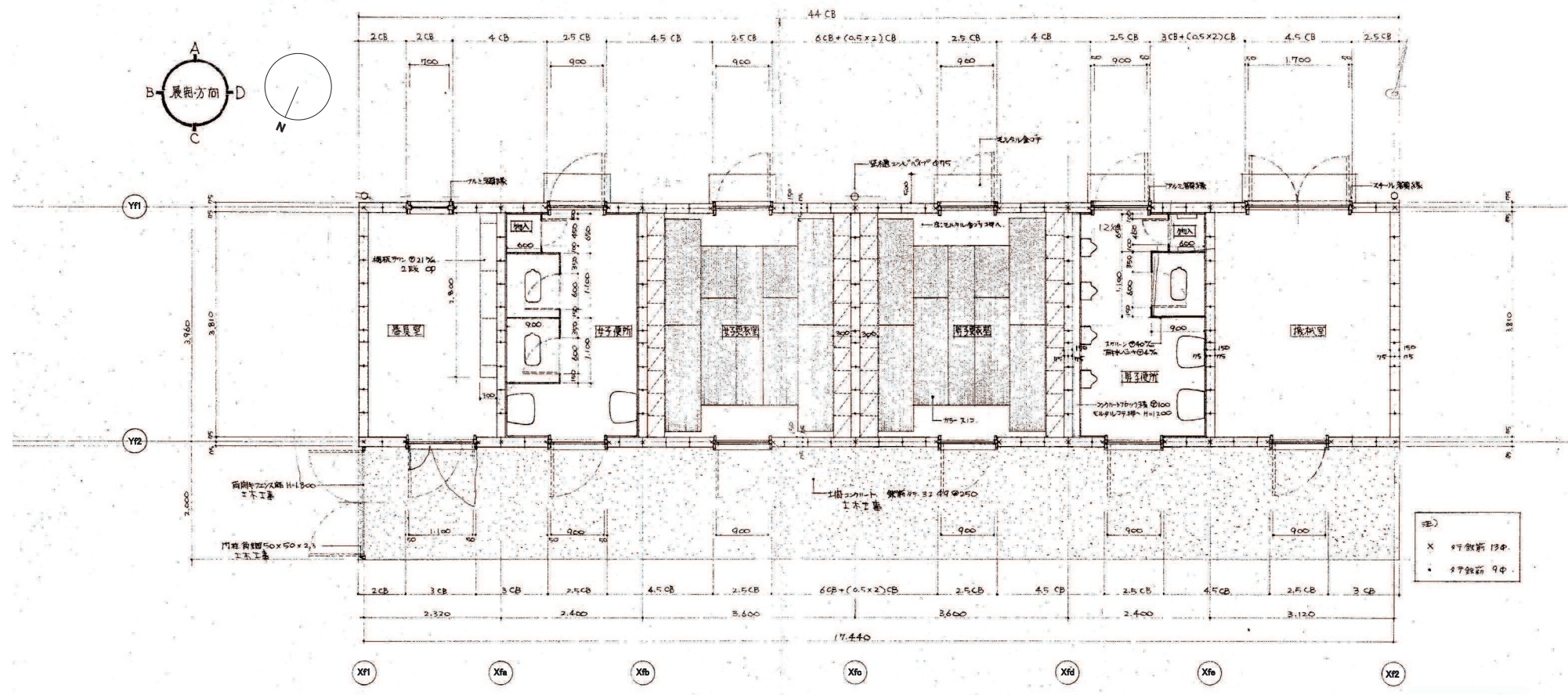




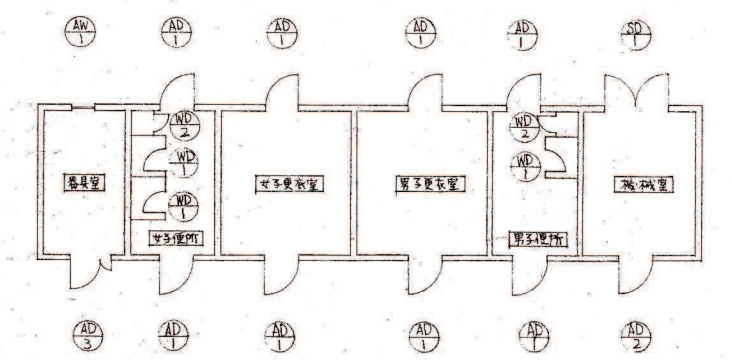


■ 立面仕上凡例

記号	仕上
A	屋根: カラー鋼板折板
B	外壁: コンクリートブロック化粧積
C	内装: コンクリート打放し
D	市木: コンクリート打放し
E	軒種: 塩ビ製 120×120、壁種: 塩ビ製 φ75



プール附属棟 平面図 S=1/50(1/100)  
※扉の開き勝手はKKA-008の平面図を正とする。

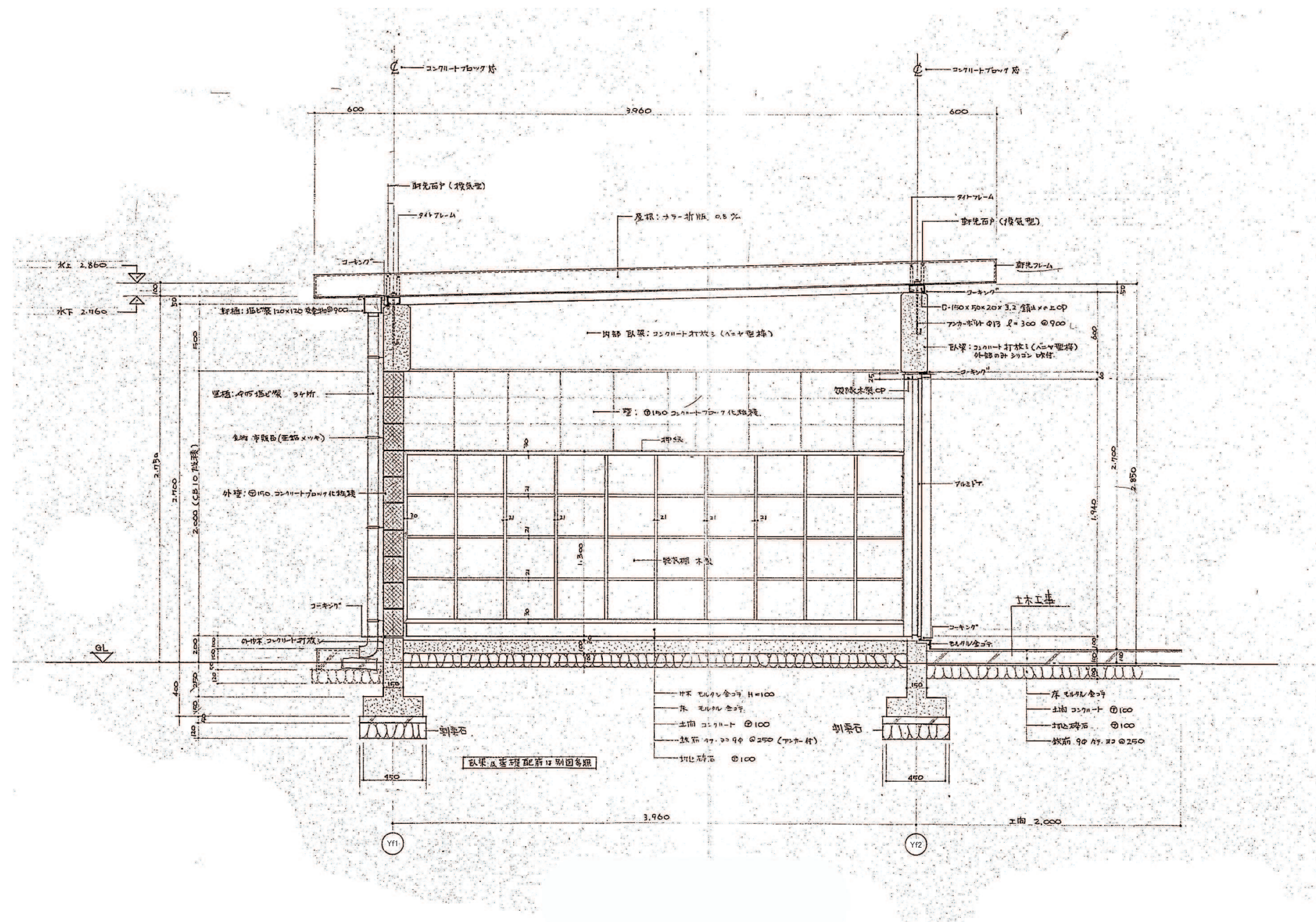


プール附属棟 建具配置図 S=1/100(1/200)  
※扉の開き勝手はKKA-008の平面図を正とする。

記号・寸数	AD-1 14所	AD-2 8箇所	AD-3 14所	AD-3 14所	AW-1	AW-1	AW-2
断面							
形式	両開き 40%ガラス	片開き 70%ガラス	片開き 70%ガラス	両開き 70%ガラス	片開き 40%ガラス	片開き 40%ガラス	片開き 40%ガラス
材質・仕上	アルミ CP 見出し 86%ガラス 40%ガラス	アルミ 見出し 70%ガラス 70%ガラス	アルミ 見出し 70%ガラス 70%ガラス	アルミ 見出し 70%ガラス 70%ガラス	アルミ 見出し 70%ガラス 70%ガラス	アルミ 見出し 70%ガラス 70%ガラス	アルミ 見出し 70%ガラス 70%ガラス
硝子	④4%型ガラス ③3%型ガラス	④4%型ガラス ③3%型ガラス	④4%型ガラス ③3%型ガラス	④4%型ガラス ③3%型ガラス	④4%型ガラス ③3%型ガラス	④4%型ガラス ③3%型ガラス	④4%型ガラス ③3%型ガラス
金具	ステンレス 埋込型 埋込型	ステンレス 埋込型 埋込型	ステンレス 埋込型 埋込型	ステンレス 埋込型 埋込型	ステンレス 埋込型 埋込型	ステンレス 埋込型 埋込型	ステンレス 埋込型 埋込型
取付箇所	更衣室	男子更衣室 女子更衣室	更衣室	更衣室	更衣室	更衣室	更衣室

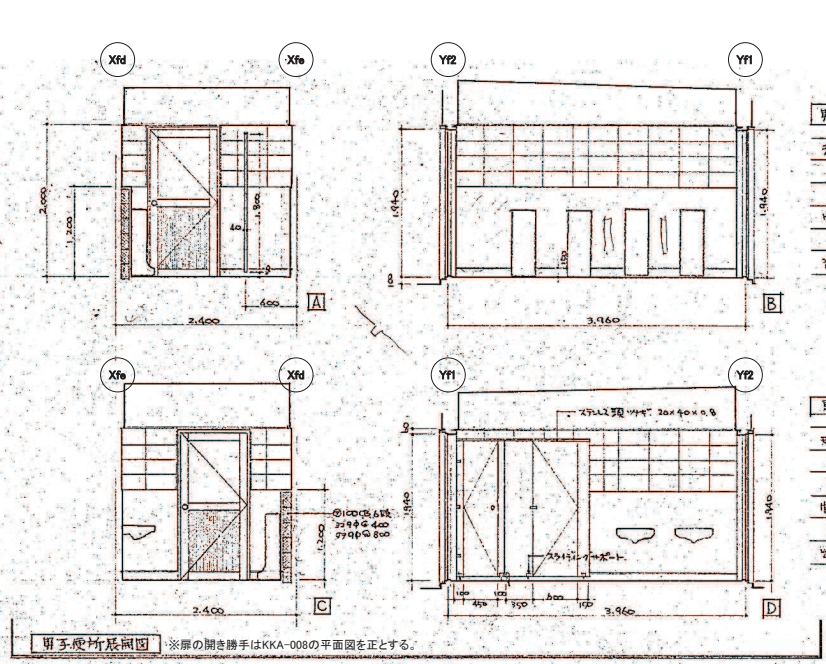
注 アルミ加工アルミ加工 100%アルミ加工 99.9%アルミ加工

プール附属棟 建具表 S=1/50(1/100)



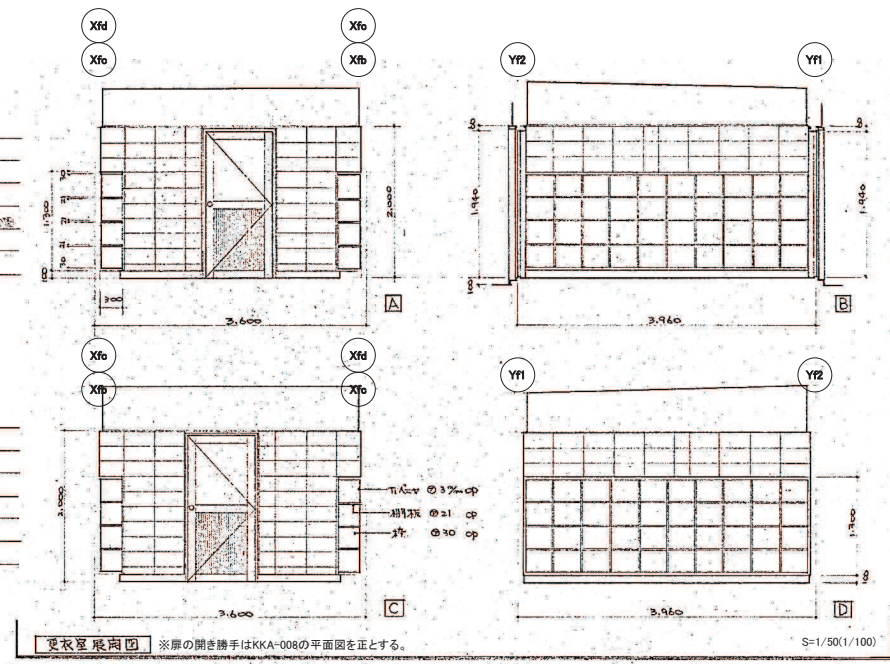
プール附属棟 矩計図 S=1/20(1/40)

委託名	橋北小学校 仮設校舎賃貸借	図面名	棟番号4 プール附属棟 矩計図	縮尺	A1: 1/20 A3: 1/40	図No.	KKKA - 008
	製図		令和8年5月		四日市市教育委員会事務局 教育施設課		26/3/30



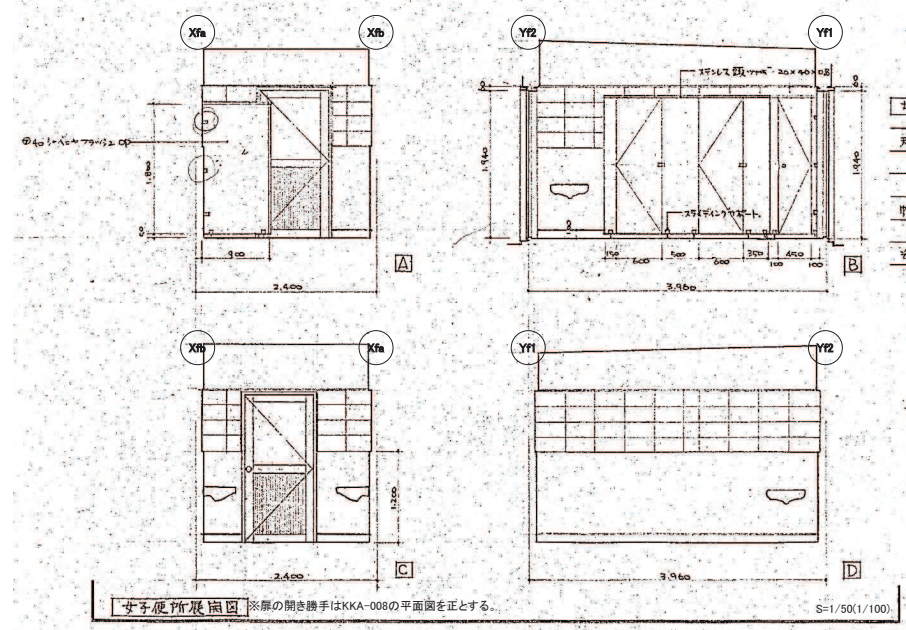
男子更衣所仕上表

天井	新機盤付L型
壁	①150 C.B.化粧珪
扉	毛丸金具付 VP H=1200
床	毛丸金具付 H=100 化粧珪
床	毛丸金具付
その他	取手はKKA-008の平面図を正とする



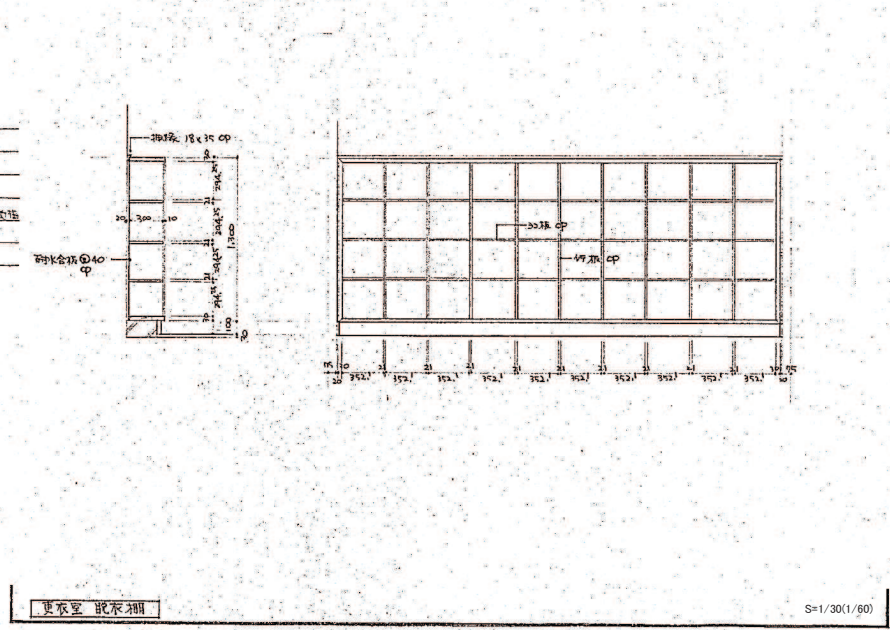
女子更衣所仕上表

天井	新機盤付L型
壁	①150 C.B.化粧珪
扉	毛丸金具付 VP H=1200
床	毛丸金具付 H=100 化粧珪
床	毛丸金具付
その他	取手はKKA-008の平面図を正とする



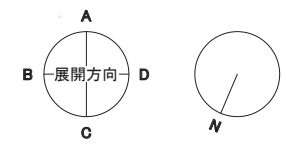
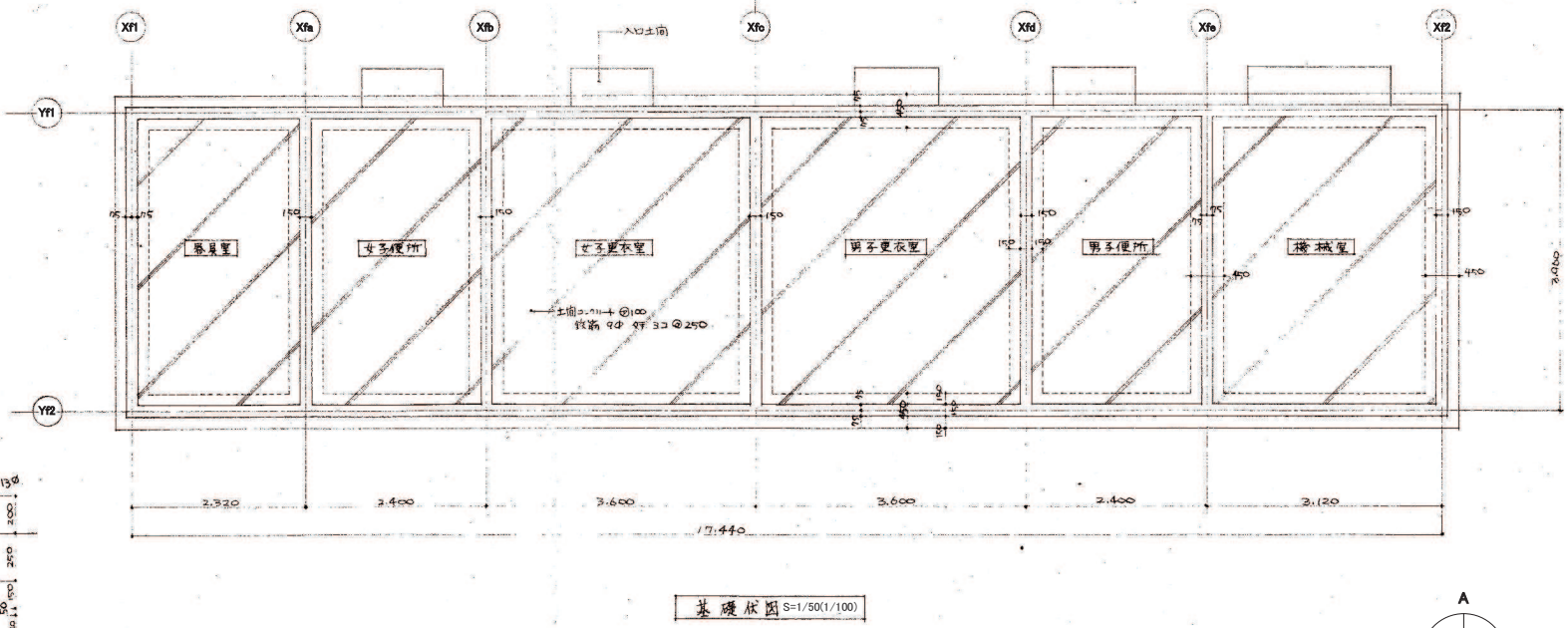
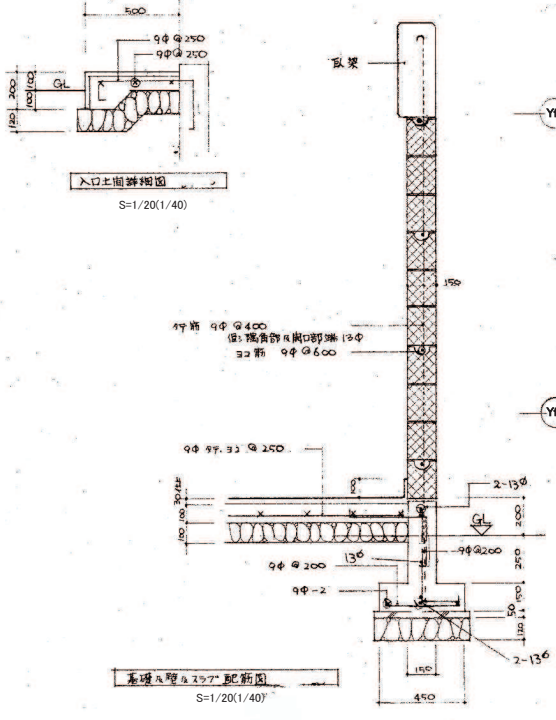
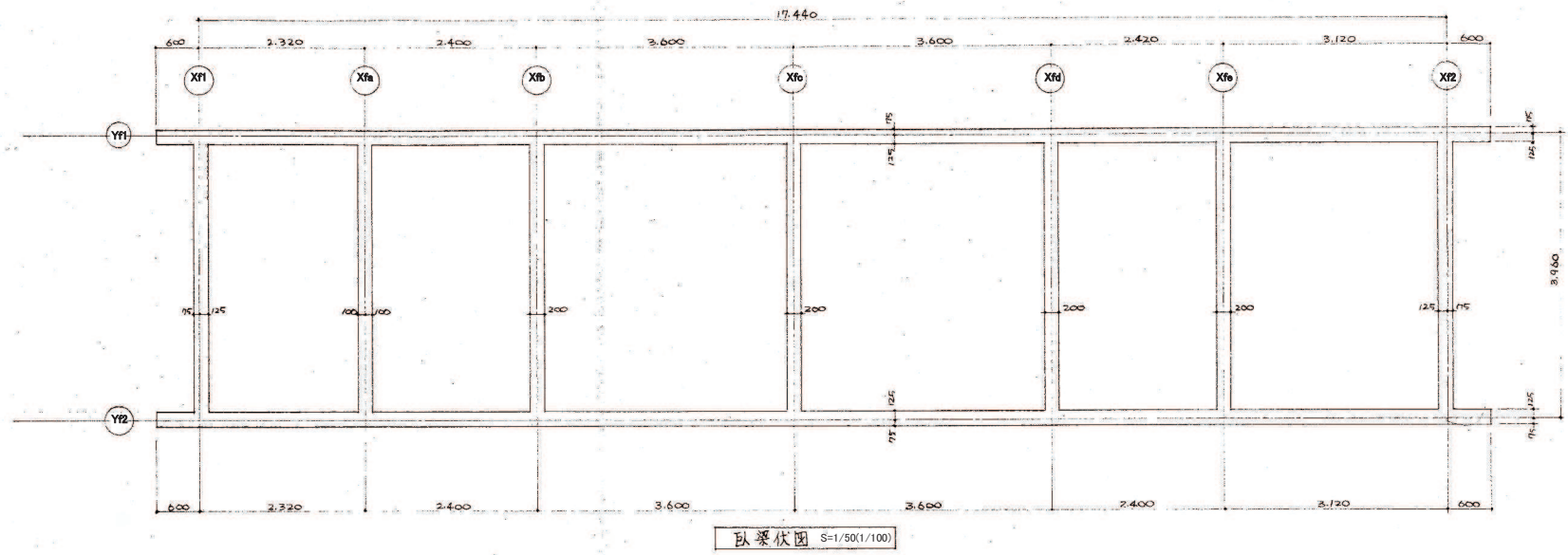
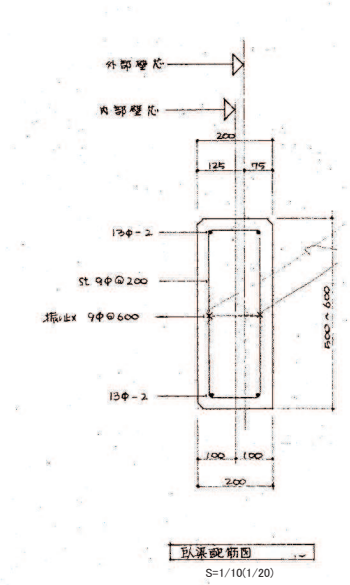
男子更衣所仕上表

天井	新機盤付L型
壁	①150 C.B.化粧珪
扉	毛丸金具付 VP H=1200
床	毛丸金具付 H=100 化粧珪
床	毛丸金具付
その他	取手はKKA-008の平面図を正とする

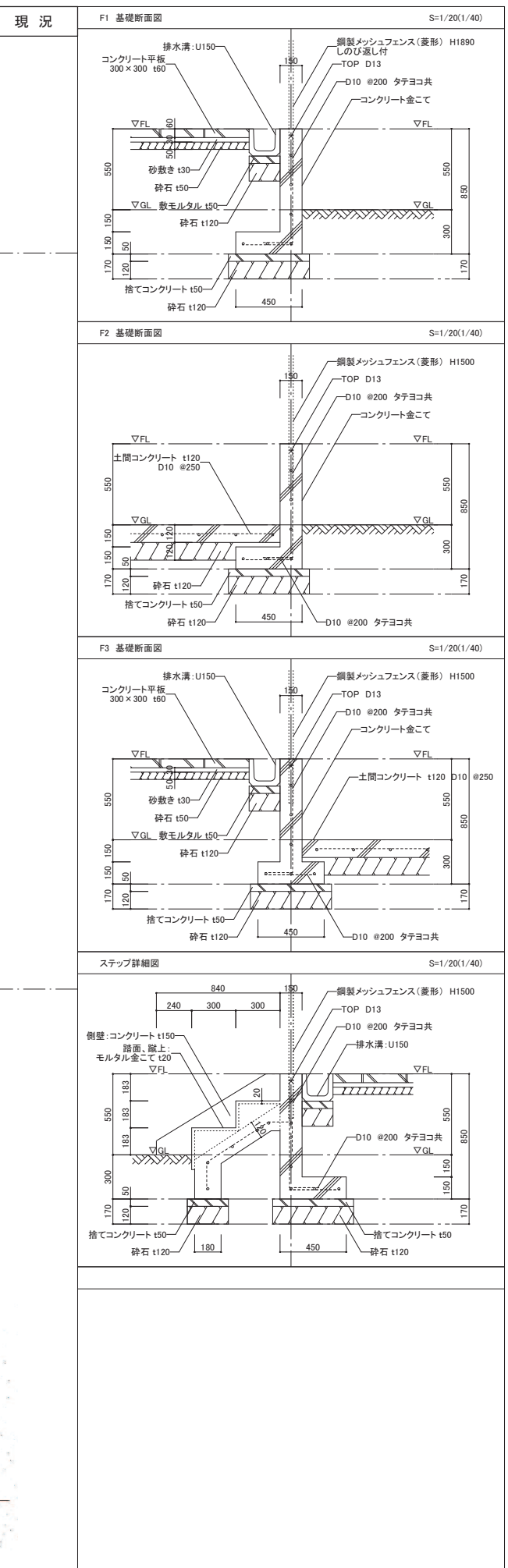
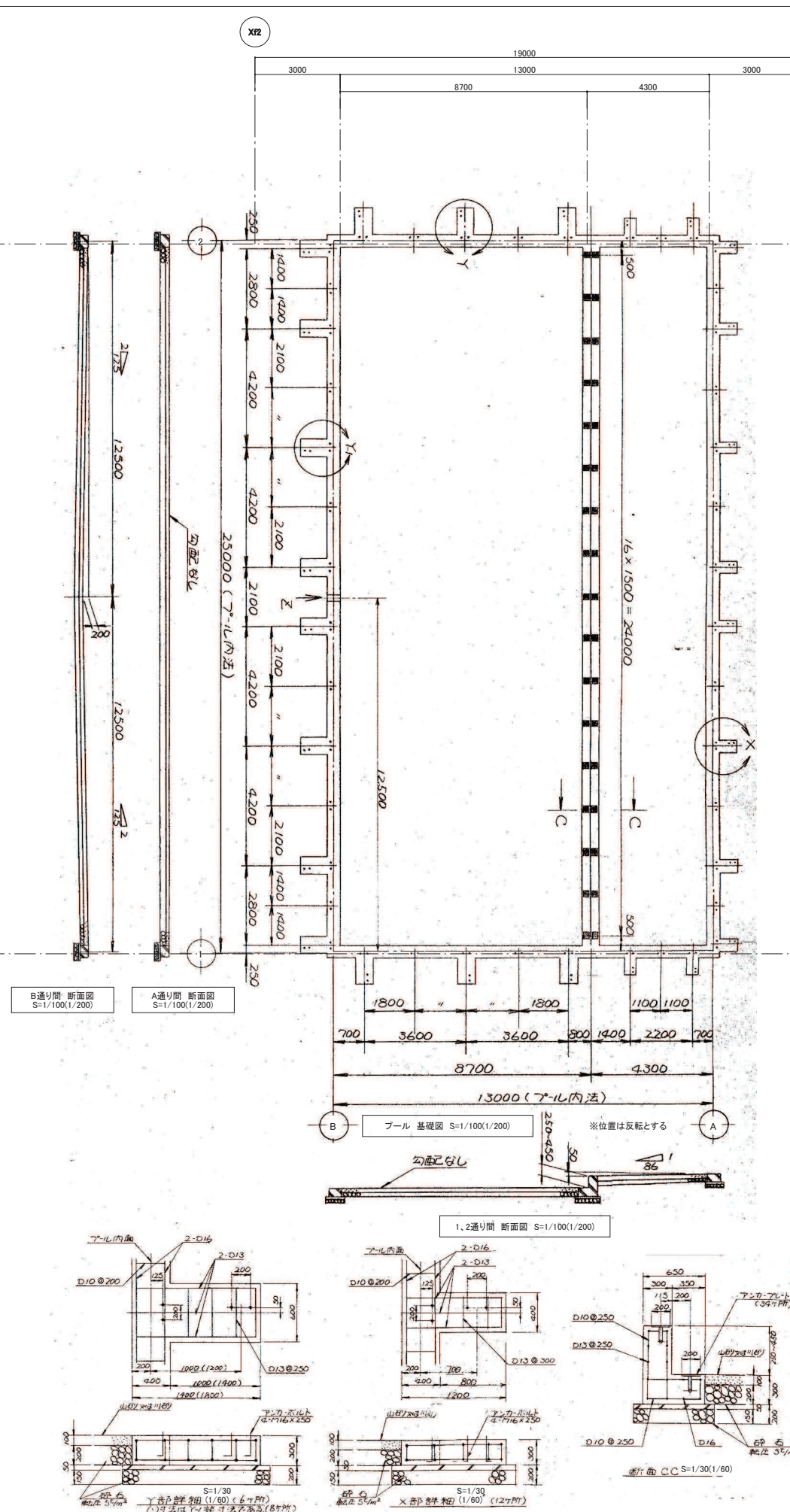
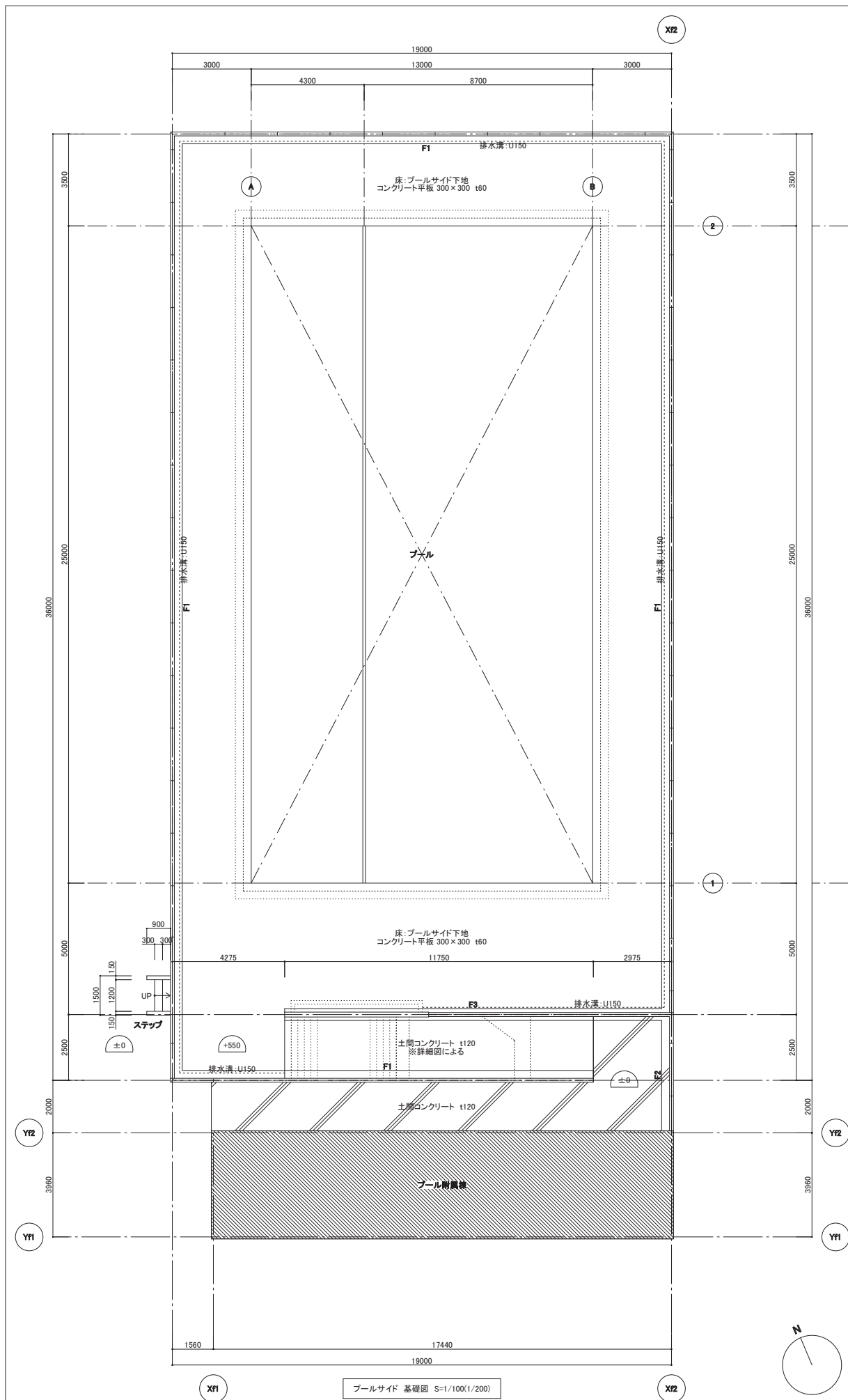


女子更衣所仕上表

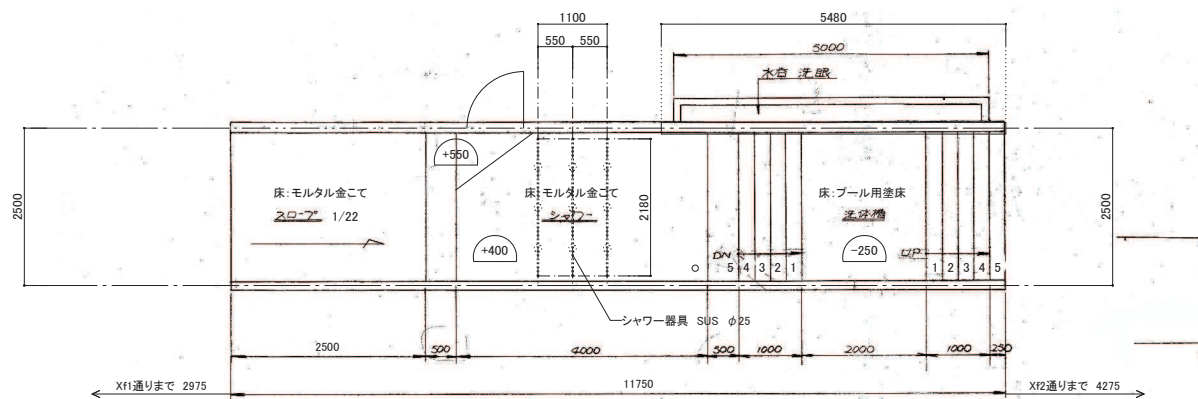
天井	新機盤付L型
壁	①150 C.B.化粧珪
扉	毛丸金具付 VP H=1200
床	毛丸金具付 H=100 化粧珪
床	毛丸金具付
その他	取手はKKA-008の平面図を正とする



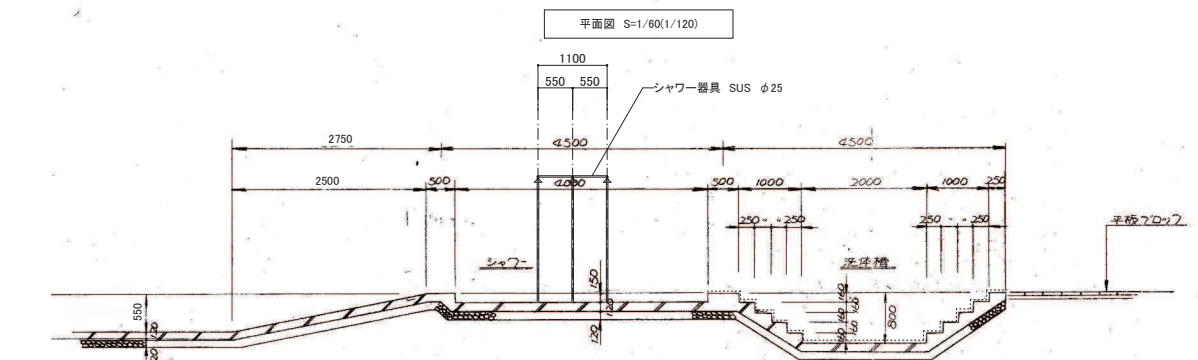
		委託名	橋北小学校 仮設校舎賃貸	図面名	棟番号4 プール附属棟 基礎伏、臥梁伏図	縮尺	A1: 図示 A3: 図示	図No.	KKA - 010
		製図	令和8年5月	四日市市教育委員会事務局 教育施設課		26/3/30			



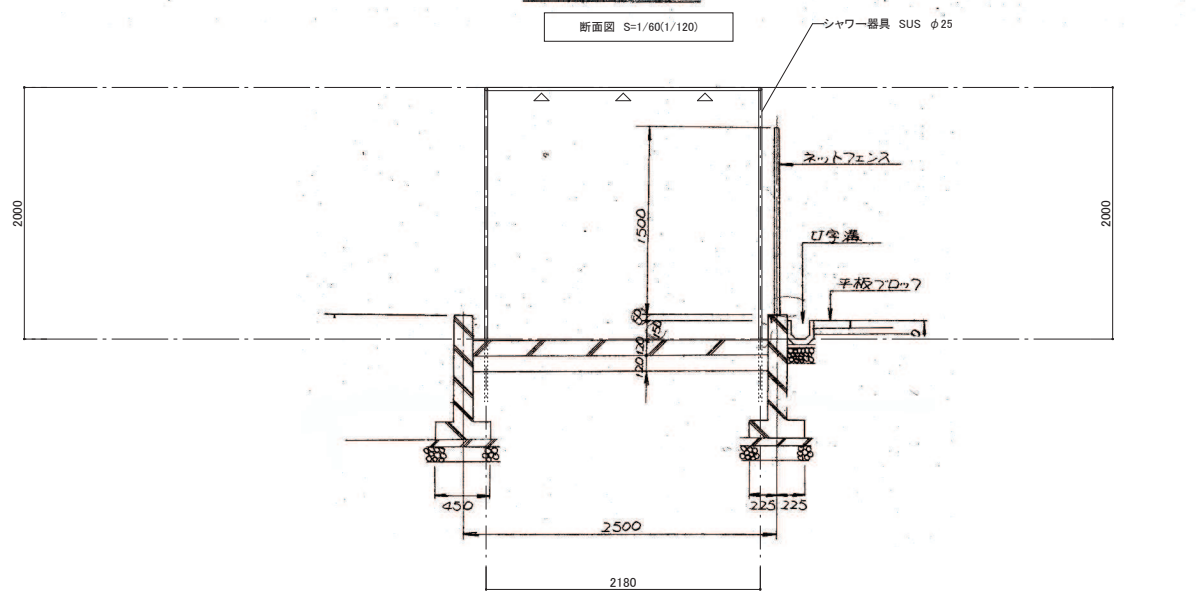
委託名	横北小学校 仮設校舎賃貸借	図面名	棟番号5 プール基礎伏図	縮尺	A1: 図示 A3: 図示	図No.	KKKA - 011
製図	令和8年5月	四日市市教育委員会事務局 教育施設課					26/3/30



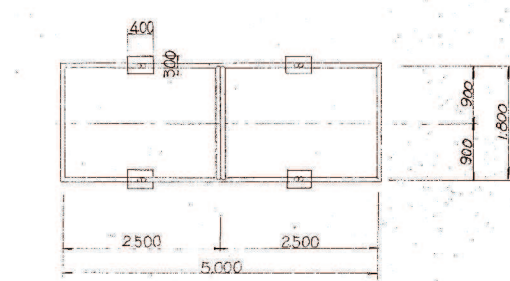
平面図 S=1/60(1/120)



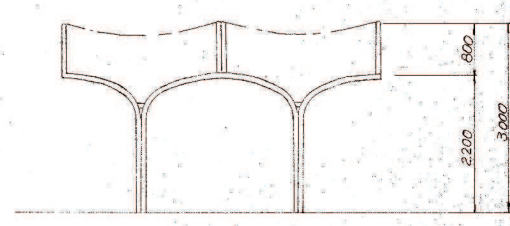
断面図 S=1/60(1/120)



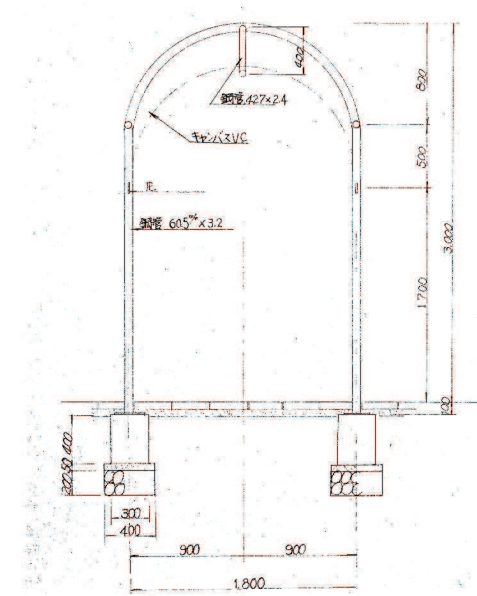
シャワー 断面図 S=1/30(1/60)



平面図 S=1/60(1/120)

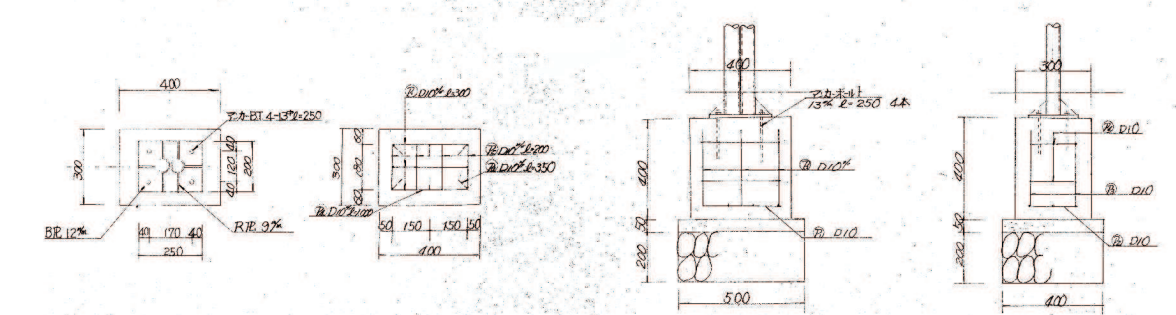


立面図 S=1/60(1/120)

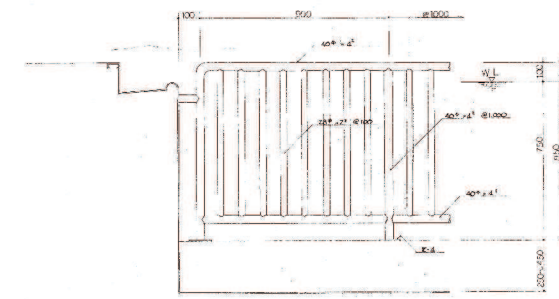
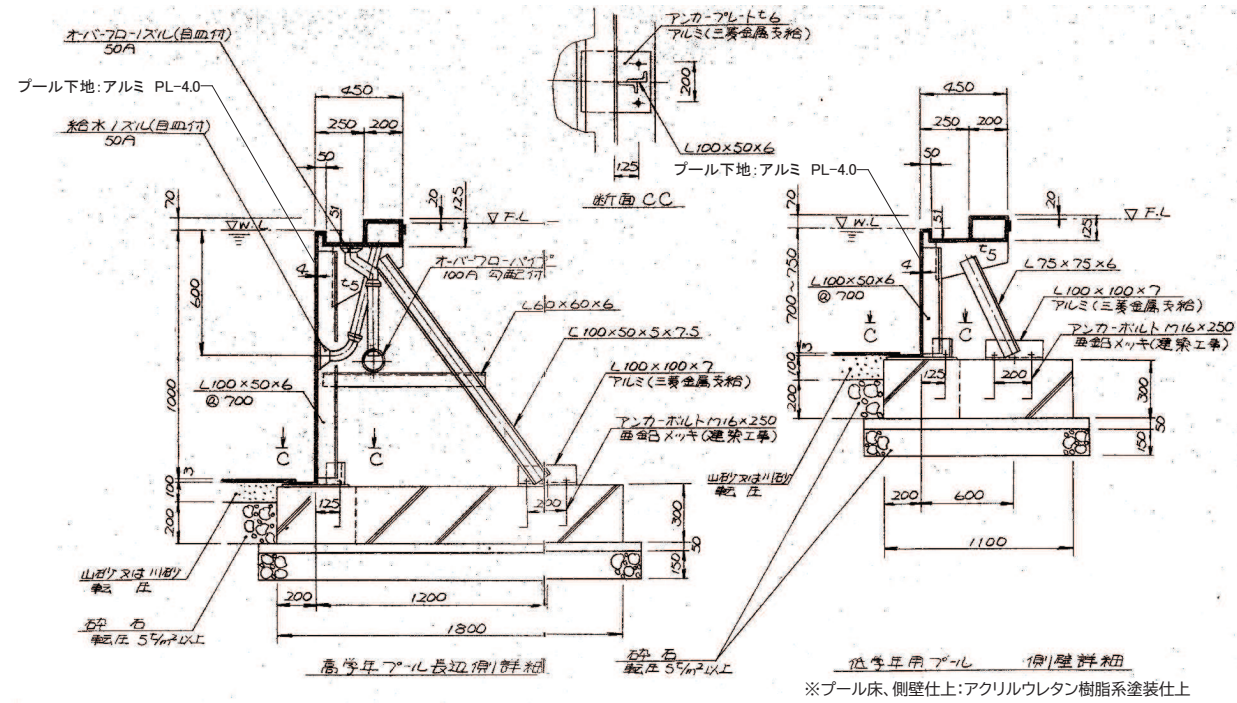


断面図 S=1/30(1/60)

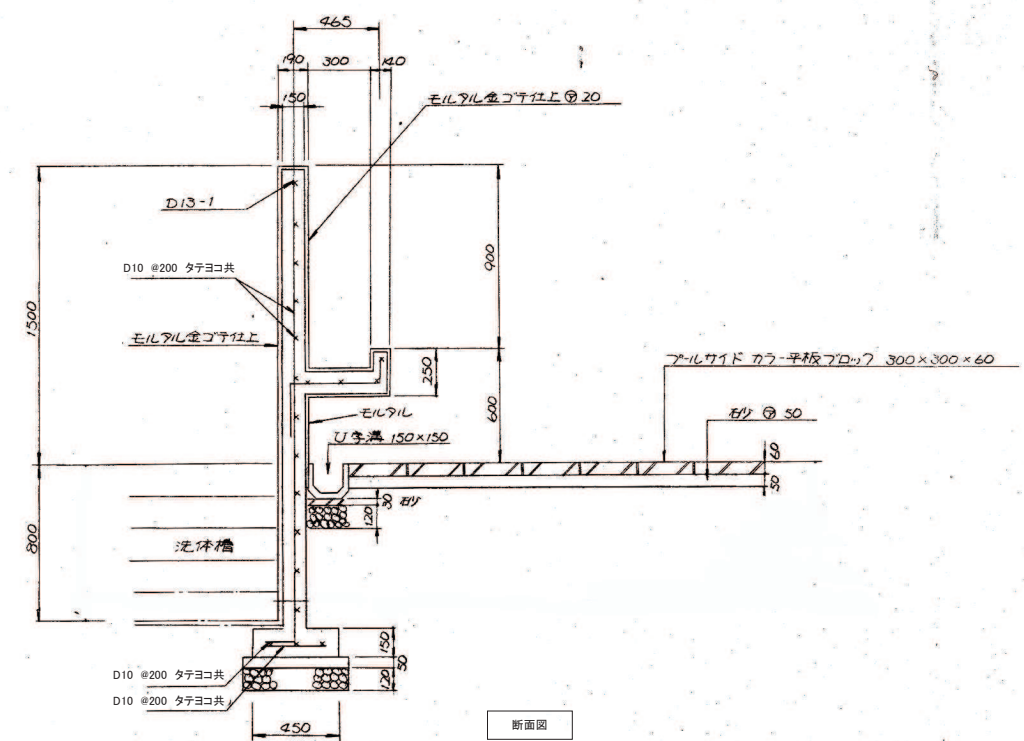
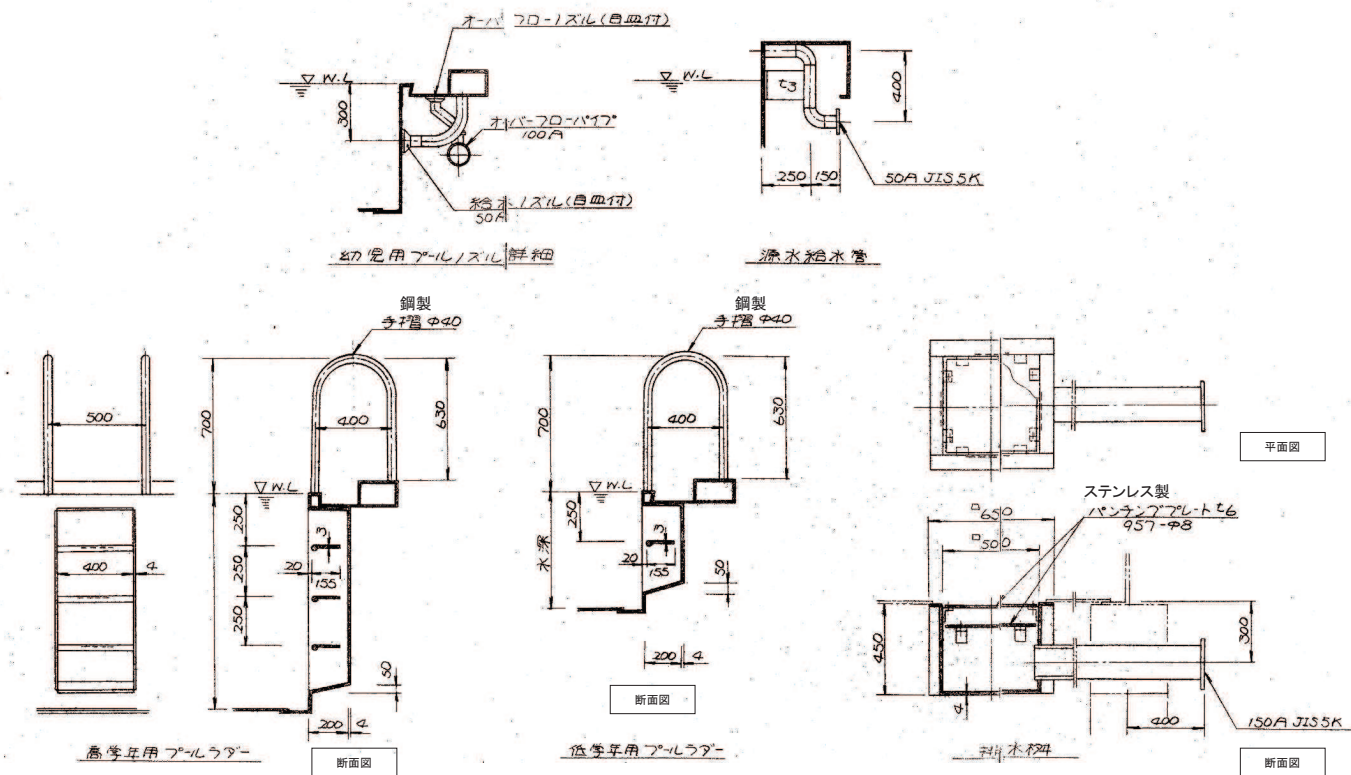
基礎 (1.0基当り)  
 基礎断面積  $0.40 \times 0.50 \times 0.20 = 0.04 \text{ m}^2$   
 掘削断面積  $0.40 \times 0.50 \times 0.05 = 0.01 \text{ m}^2$   
 コンクリート  $0.40 \times 0.30 \times 0.40 = 0.048 \text{ m}^3$   
 鉄筋  $3.25 \text{ t} (\text{D10} \times 4)$   
 型枠  $0.40 \times 0.40 \times 2 + 0.40 \times 0.30 \times 2 = 0.56 \text{ m}^2$



基礎図 S=1/15(1/30)



※特記なき限り、鋼製とする



委託名 橋北小学校 仮設校舎賃借

図面名 棟番号5 プール部分詳細図-2

縮尺 A1: 図示 A3: 図示 図No. 番 KKA - 013

製

令和8年5月

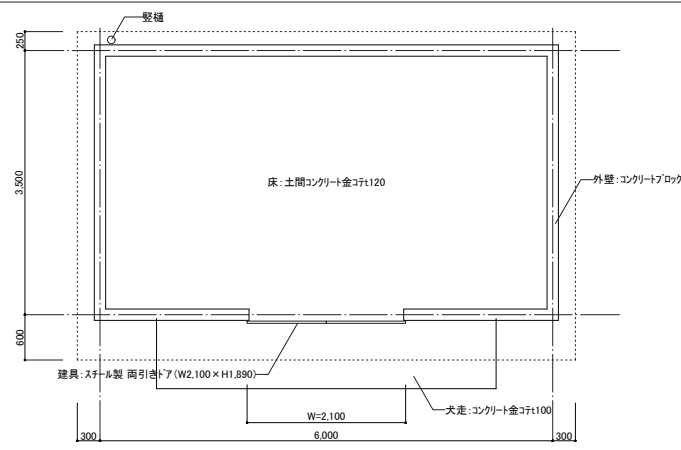
四日市市教育委員会事務局 教育施設課

26/3/30

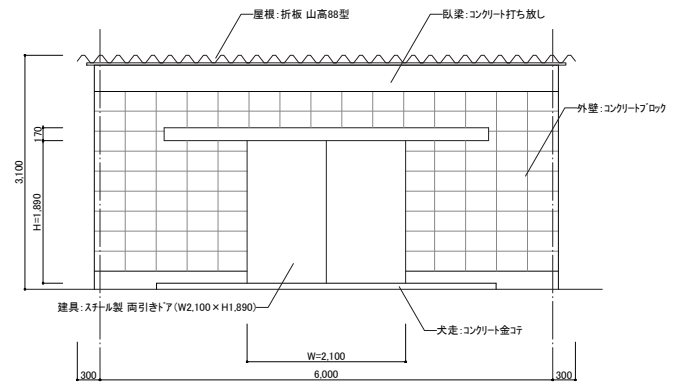
棟番号: 6

S=1/50(1/100)

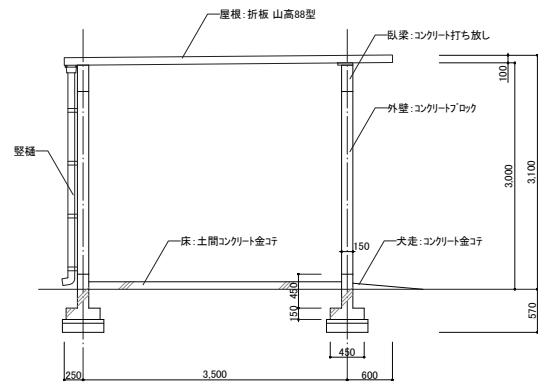
建物名称	体育器具庫
規模・構造	平屋・コンクリートブロック造
建築面積	21.00 m <sup>2</sup>
延床面積	21.00 m <sup>2</sup>
最高高さ	3.10 m
軒高さ	3.00 m
備考	基礎共撤去



平面図 S=1/50



正面図 S=1/50



断面図 S=1/50

棟番号: 19

S=1/50(1/100)

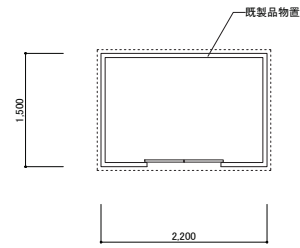
棟番号: 20

S=1/50(1/100)

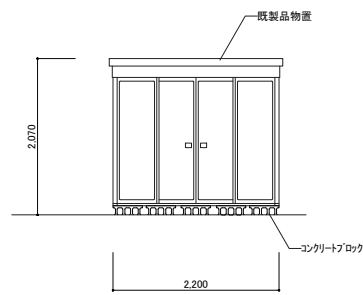
棟番号: 21

S=1/50(1/100)

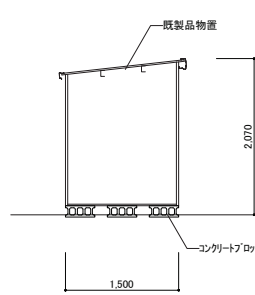
建物名称	倉庫-1
規模・構造	平屋・鉄骨造
建築面積	3.30 m <sup>2</sup>
延床面積	3.30 m <sup>2</sup>
最高高さ	2.07 m
軒高さ	2.07 m
備考	基礎共撤去



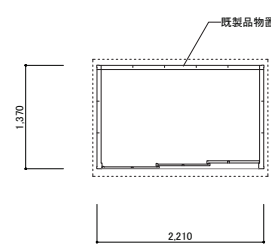
平面図 S=1/50



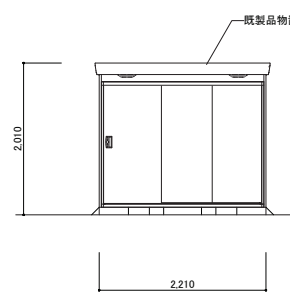
正面図 S=1/50



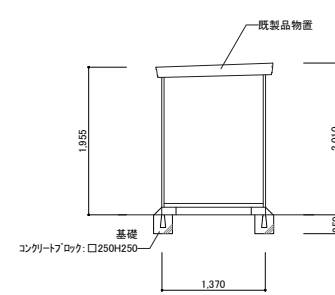
断面図 S=1/50



平面図 S=1/50

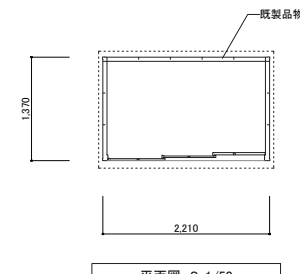


正面図 S=1/50

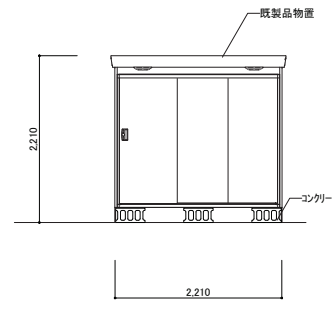


断面図 S=1/50

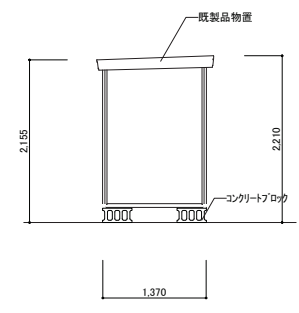
建物名称	倉庫-2
規模・構造	平屋・鉄骨造
建築面積	3.03 m <sup>2</sup>
延床面積	3.03 m <sup>2</sup>
最高高さ	2.01 m
軒高さ	2.01 m
備考	基礎共撤去



平面図 S=1/50



正面図 S=1/50



断面図 S=1/50

建物名称	倉庫-3
規模・構造	平屋・鉄骨造
建築面積	3.03 m <sup>2</sup>
延床面積	3.03 m <sup>2</sup>
最高高さ	2.21 m
軒高さ	2.21 m
備考	基礎共撤去

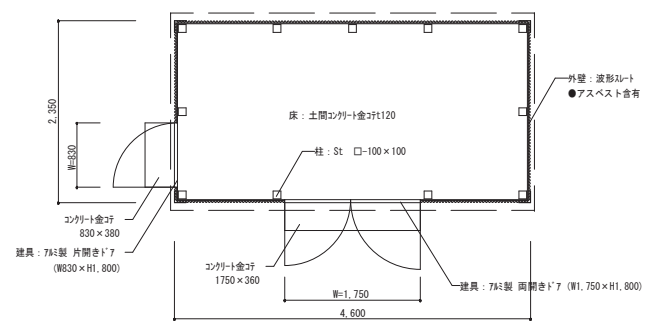
委託名 橋北小学校 仮設校舎賃貸借

図面名 【現況】雑建築物撤去詳細図-1

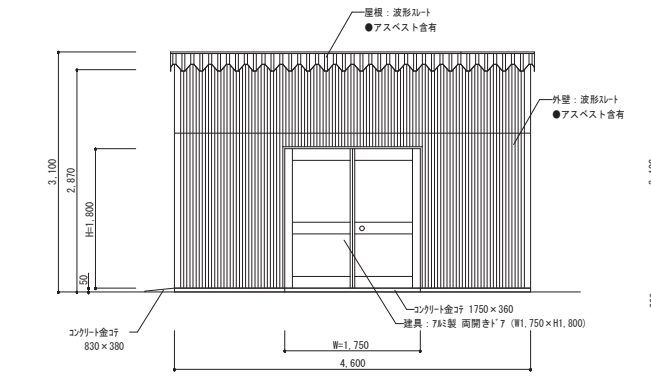
縮尺 A1: 1/50 A3: 1/100 図No. KKA - 014

製図 令和8年5月 四日市市教育委員会事務局 教育施設課

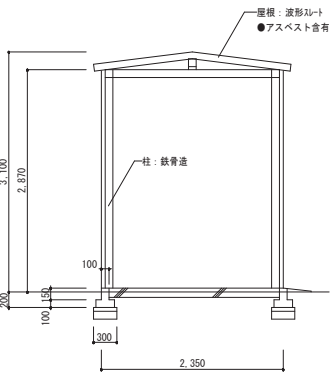
建物名称	倉庫-8
規模・構造	平屋・鉄骨造
建築面積	10.81 m <sup>2</sup>
延床面積	10.81 m <sup>2</sup>
最高高さ	3.10 m
軒高さ	2.87 m
備考	基礎共撤去 ●外壁材：アスベスト含有



平面図 S=1/50

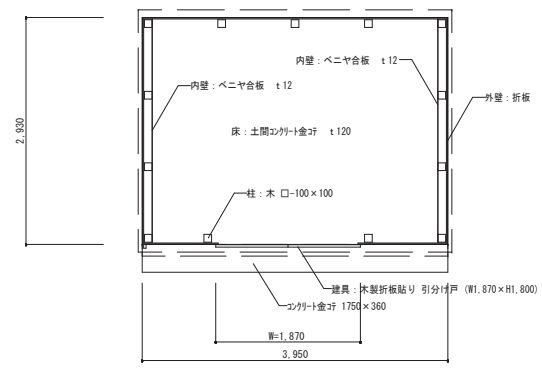


正面図 S=1/50

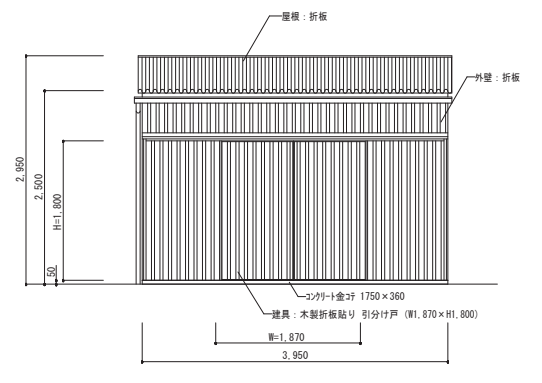


断面図 S=1/50

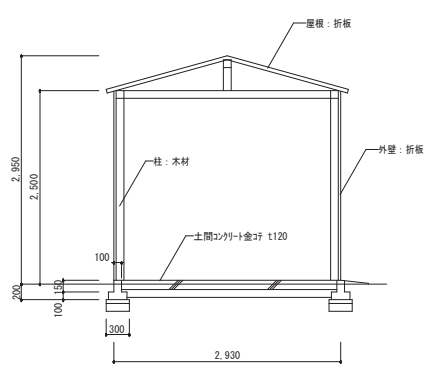
建物名称	倉庫-9
規模・構造	平屋・木造
建築面積	11.57 m <sup>2</sup>
延床面積	11.57 m <sup>2</sup>
最高高さ	2.95 m
軒高さ	2.50 m
備考	基礎共撤去



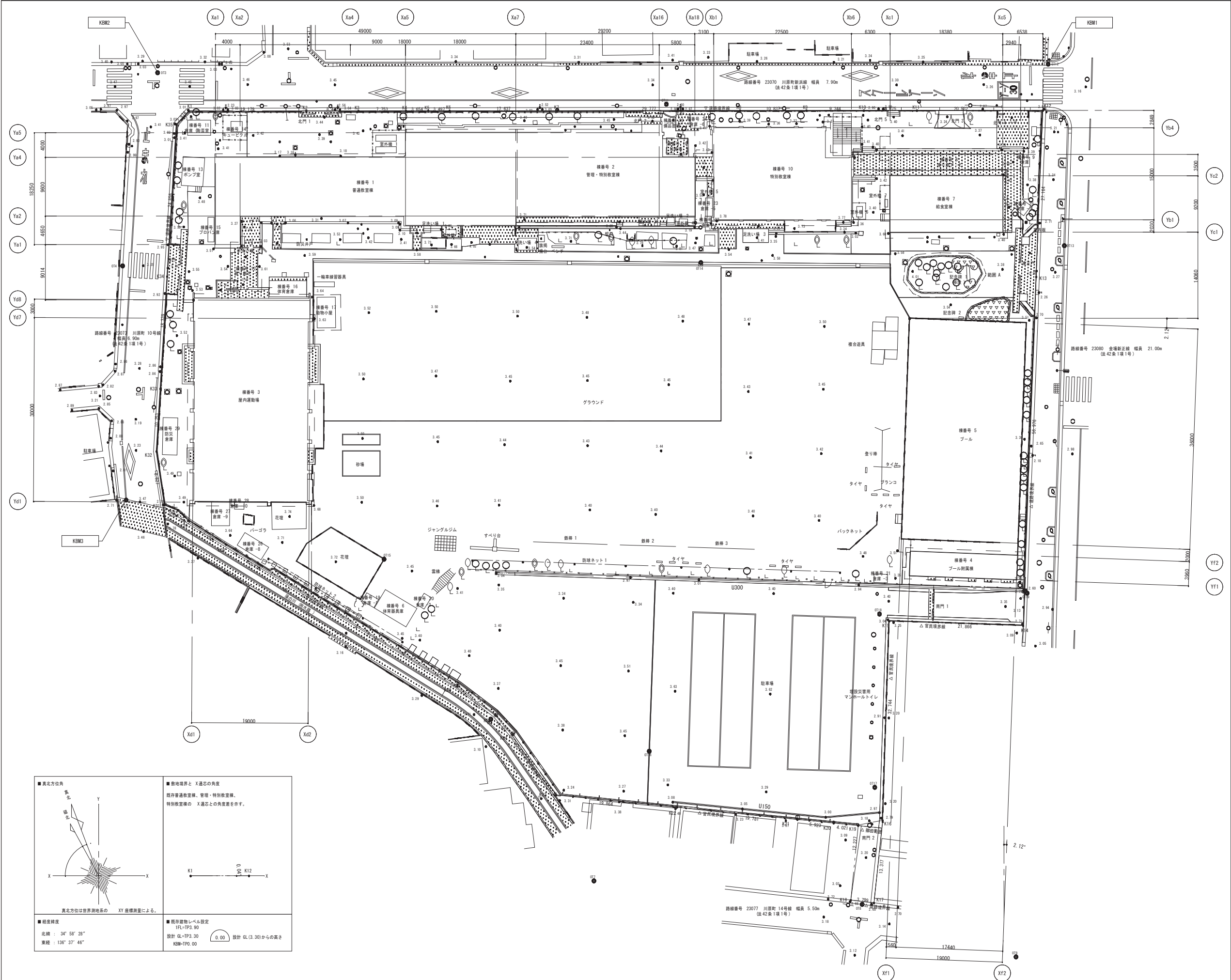
平面図 S=1/50



正面図 S=1/50



断面図 S=1/50



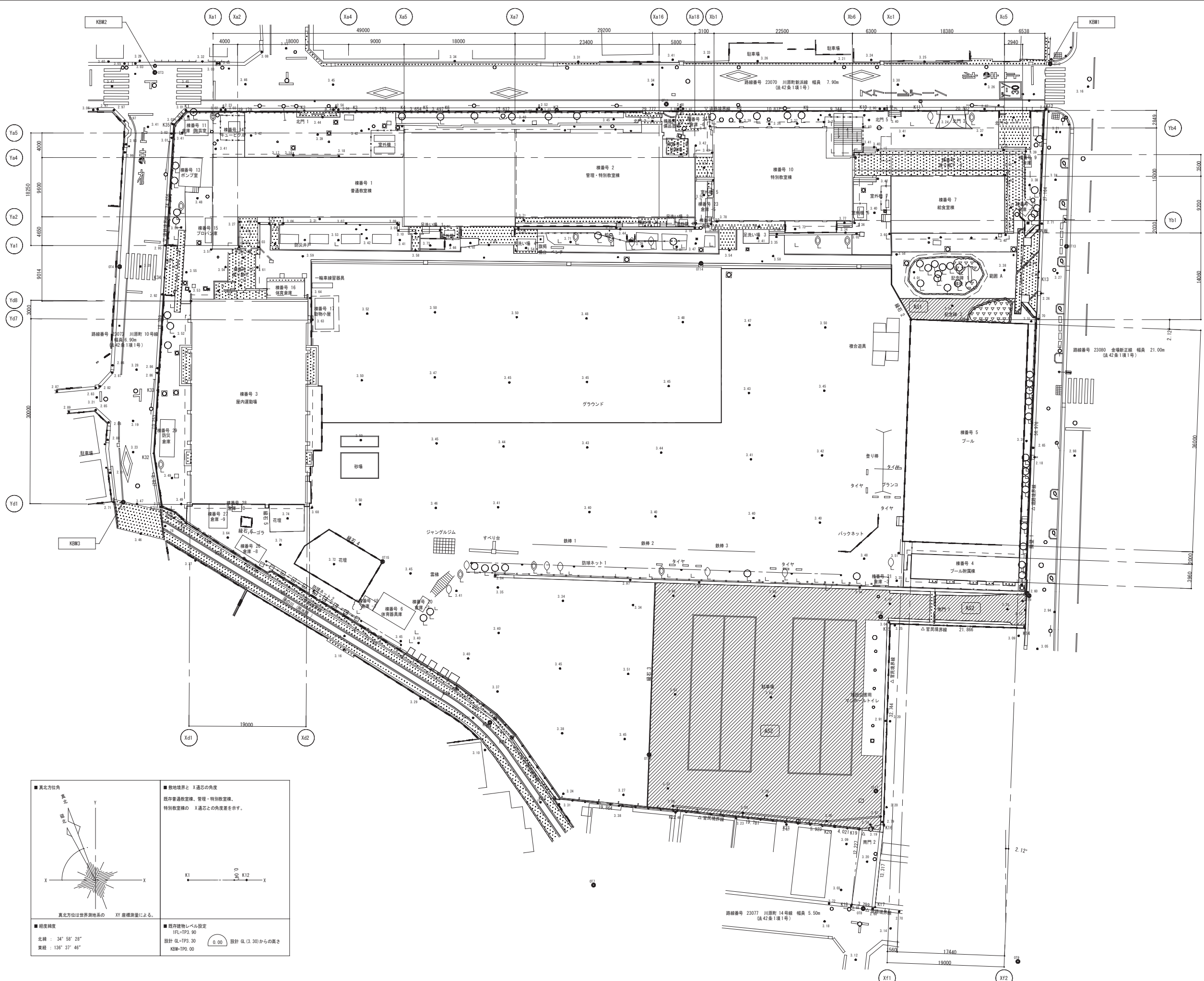
■真方位角  
真方位は世界測地系のXY座標測量による。

■敷地境界とX逓芯の角度  
既存普通教室棟、管理・特別教室棟、特別教室棟のX逓芯との角度差を示す。

■観測建物レベル設定  
IFL=TP3.90  
設計GL=TP3.30  
KBM=TP0.00  
0.00 設計GL(±3.30)からの高さ

■経度緯度  
北緯 : 34° 58' 28"  
東経 : 136° 37' 46"

凡例	仕様
U300	コンクリート製 U字側溝 300 鋼製グレーチング蓋 敷きモルタル t50、砕石 d100
U150	コンクリート製 U字側溝 150 鋼製グレーチング蓋 敷きモルタル t50、砕石 d100

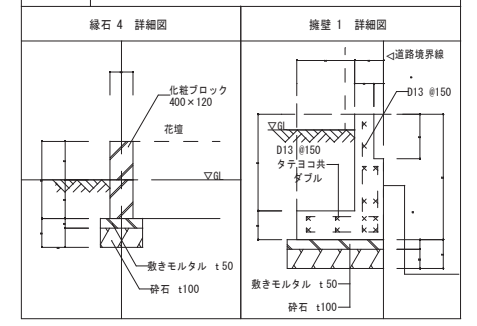


■舗装撤去

凡例	仕様
	アスファルト舗装 t50 砕石路盤 t100
	アスファルト舗装 t50 砕石路盤 t150

■緑石撤去

凡例	仕様
	コンクリート緑石 D100 H200 敷きモルタル t50、砕石 t100
	地先境界ブロック 120×120 敷きモルタル t50、砕石 t100
	地先境界ブロック 120×120 敷きモルタル t50、砕石 t100
	花壇圍化緑ブロック 400×120×200 H400 (2段積) 敷きモルタル t50、砕石 t100
	化粧ブロック 400×70×160 H160 (1段積)
	コンクリートブロック 400×120 H200
	コンクリート製 D450 H650



■真北方位角

真北方位は世界測地系の XY 座標測量による。

■経度緯度

北緯 : 34° 58' 28"  
東経 : 136° 37' 46"

■敷地境界と X 通芯の角度

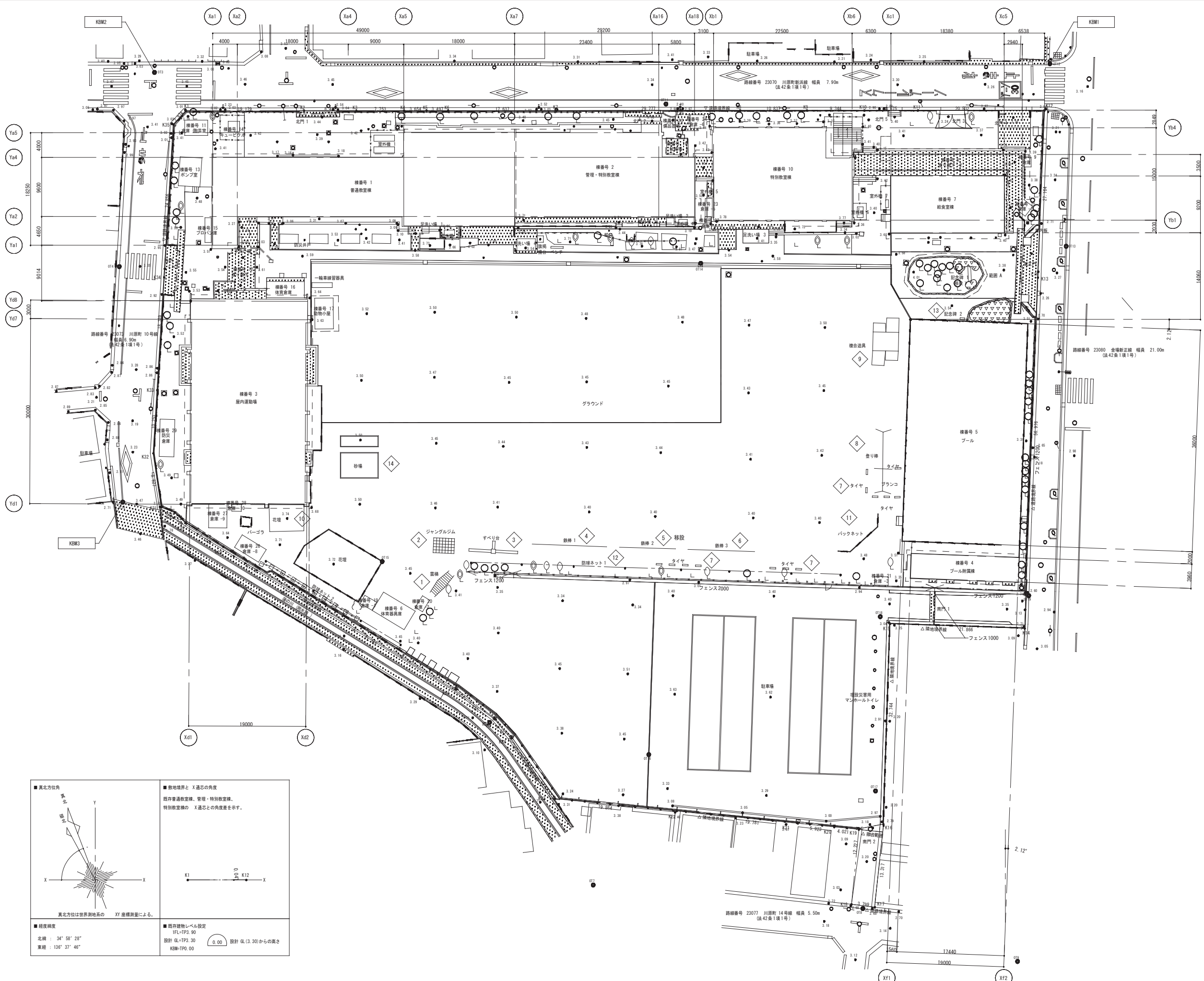
既存普通教室棟、管理・特別教室棟、特別教室棟の X 通芯との角度差を示す。

■既存建物レベル設定

IFL=TP3.90  
設計 GL=TP3.30  
KBM=TP0.00

設計 GL (3.30) からの高さ

今回撤去範囲外



■遊具、雑工作物、防球ネット撤去リスト

凡例	名称	数量(ヶ所)
1	雲梯	1
2	ジャングルジム	1
3	すべり台	1
4	鉄棒 1 (6連)	1
5	鉄棒 2 (5連) 【移設】	1
6	鉄棒 3 (6連)	1
7	タイヤ型ステップ	13
8	のぼり棒・ブランコ	1
9	複合遊具	1
10	パーゴラ	1
11	バックネット	1
12	防球ネット 1	1
13	記念碑 2	1
14	砂場	1

■フェンス撤去

凡例	仕様
フェンス2000	鋼製メッシュフェンス H2000 基礎 口200 H450 #2000
フェンス1200	鋼製メッシュフェンス H1200 基礎 口200 H450 #2000
フェンス1000	鋼製メッシュフェンス H1000 基礎 口200 H450 #1000

■真北方位角

真北方位は世界測地系の XY 座標測量による。

■敷地境界と X 通芯の角度  
既存普通教室棟、管理・特別教室棟、  
特別教室棟の X 通芯との角度差を示す。

■既存建物レベル設定  
IFL=TP3.90  
設計 GL=TP3.30  
KBM=TP0.00




設計 GL (3.30) からの高さ  
0.00

今回撤去範囲外

<p>【1】雲梯 スチール製 4,600×1,000×2,150</p>  <p>基礎:400×400×600 6ヶ所 程度</p>	<p>【2】ジャングルジム スチール製 3,400×1,700×2,400</p>  <p>基礎:600×600×600 4ヶ所 程度</p>	<p>【3】すべり台 スチール製 7,800×920×1,900</p>  <p>基礎:600×600×600 1ヶ所 程度 600×600×300 2ヶ所 程度</p>
<p>【4】鉄棒1(6連) スチール製 @2,000×6連 H1,300・H1,480・H1,570・H1,650</p>  <p>基礎:400×400×600 7ヶ所 程度 400×400×450 2ヶ所 程度</p>	<p>【5】鉄棒2(5連)【移設】 スチール製 @1,850×5連 H980</p>  <p>基礎:400×400×600 6ヶ所 程度</p>	<p>【6】鉄棒3(6連) スチール製 @1,840×2連 H780・@1,8504連 H900</p>  <p>基礎:400×400×600 7ヶ所 程度</p>
<p>【7】タイヤ型ステップ 埋込タイヤ(900×210×420)13本</p> 	<p>【8】のぼり棒・ブランコ スチール製 10,450×2,500×2,900</p>  <p>基礎:600×600×600 18ヶ所 程度</p>	<p>【9】複合遊具 スチール製 6,760×4,100×3,300</p>  <p>基礎:600×600×600 16ヶ所 程度 400×400×600 6ヶ所 程度</p>

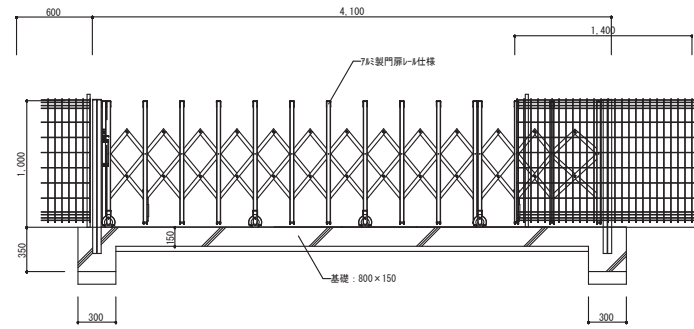
※基礎共全て撤去とする。  
※撤去とは、解体→積込み→運搬→廃材処理までをいう。

委託名	橋北小学校 仮設校舎賃貸借	図面名	【現況】外構雑建築物撤去詳細図-1(遊具)	縮尺	A1: N.S A3: N.S	図No.	園 番 KKA - 019
製図	令和8年5月	四日市市教育委員会事務局 教育施設課					

<p>【10】パーゴラ</p> <p>スチール製 1,860×2,450×2,150</p>  <p>基礎:300×300×300 4ヶ所 程度</p>	<p>【11】バックネット</p> <p>スチール製 9,950×300×5,130</p>  <p>立上り:コンクリートブロック段積み 基礎:950×400×1,000 12ヶ所程度</p>	<p>【12】防球ネット-1</p> <p>PC柱 450φH8,000 @10,000 8本</p> <p>サシネット張り 400D/44 37.5mm目</p>  <p>全長:約60m 埋め込み深さ:L=2,500</p>
<p>防球ネット-2 ※グラウンド整備時に撤去</p> <p>PC柱 450φH8,000 @10,000 4本</p>  <p>全長:約26m 埋め込み深さ:L=2,500</p>	<p>【13】記念碑2</p> <p>花崗岩 150×300×1,550 2本、360×360×150</p>  <p>埋め込み深さ:L=600</p>	<p>【14】砂場</p> <p>大:6000×4000、小:6000×1600</p>  <p>埋め込み深さ:H=600 コンクリート基礎:120×530、捨てコン:220×50、砕石 t100 埋設施設となるので現地確認後、フィルター材、透水管の再利用等、監督職員と協議のもと、承認を得て施工を行うこと。</p>

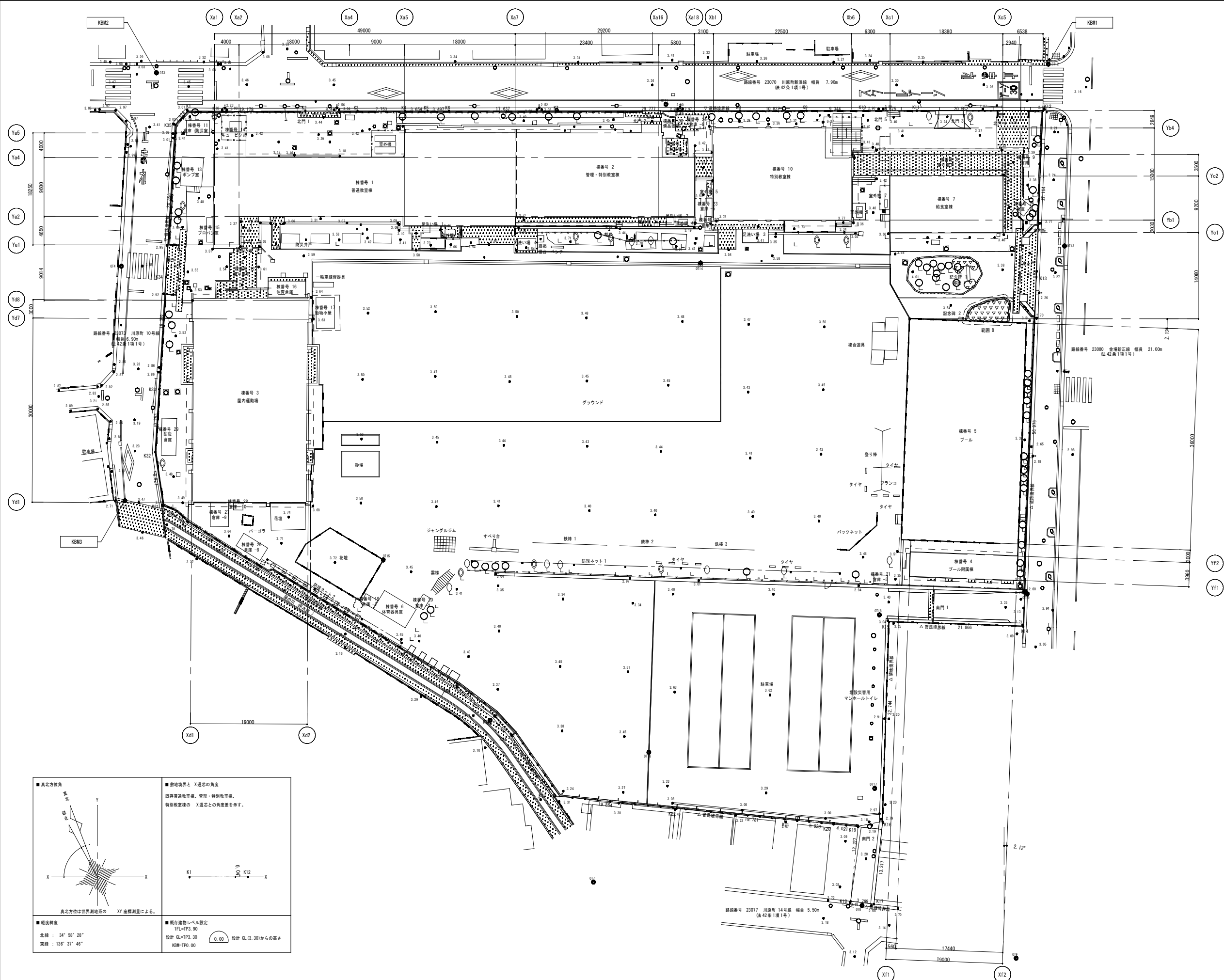
※基礎共全撤去とする。  
※撤去とは、解体→積込み→運搬→廃材処理までをいう。

委託名	橋北小学校 仮設校舎賃貸借	図面名	【現況】外構雑建築物撤去詳細図-2 (遊具、記念碑、防球フェンス、移設物)	縮尺	A1: N.S A3: N.S	図No.	園 番 KKA - 020
製図	令和8年5月	四日市市教育委員会事務局 教育施設課					



※基礎共全て撤去とする。  
 ※撤去とは、解体→積込み→運搬→廃材処理までをいう。

委託名	橋北小学校 仮設校舎賃借	図面名	【現況】外構雑建築物撤去詳細図-3 (門扉)	縮尺	A1 : 1/30 A3 : 1/60	図番	No. KKA - 021
製図	令和 8年 5月	四日市市教育委員会事務局 教育施設課					



■ 樹木 撤去

凡例	中高木幹周
○	75cm 未満
○	75cm ~ 85cm 未満
○	85cm ~ 100cm 未満
○	100cm ~ 120cm 未満
○	120cm ~ 200cm 未満
○	200cm ~ 350cm 未満
▽▽▽▽	低木

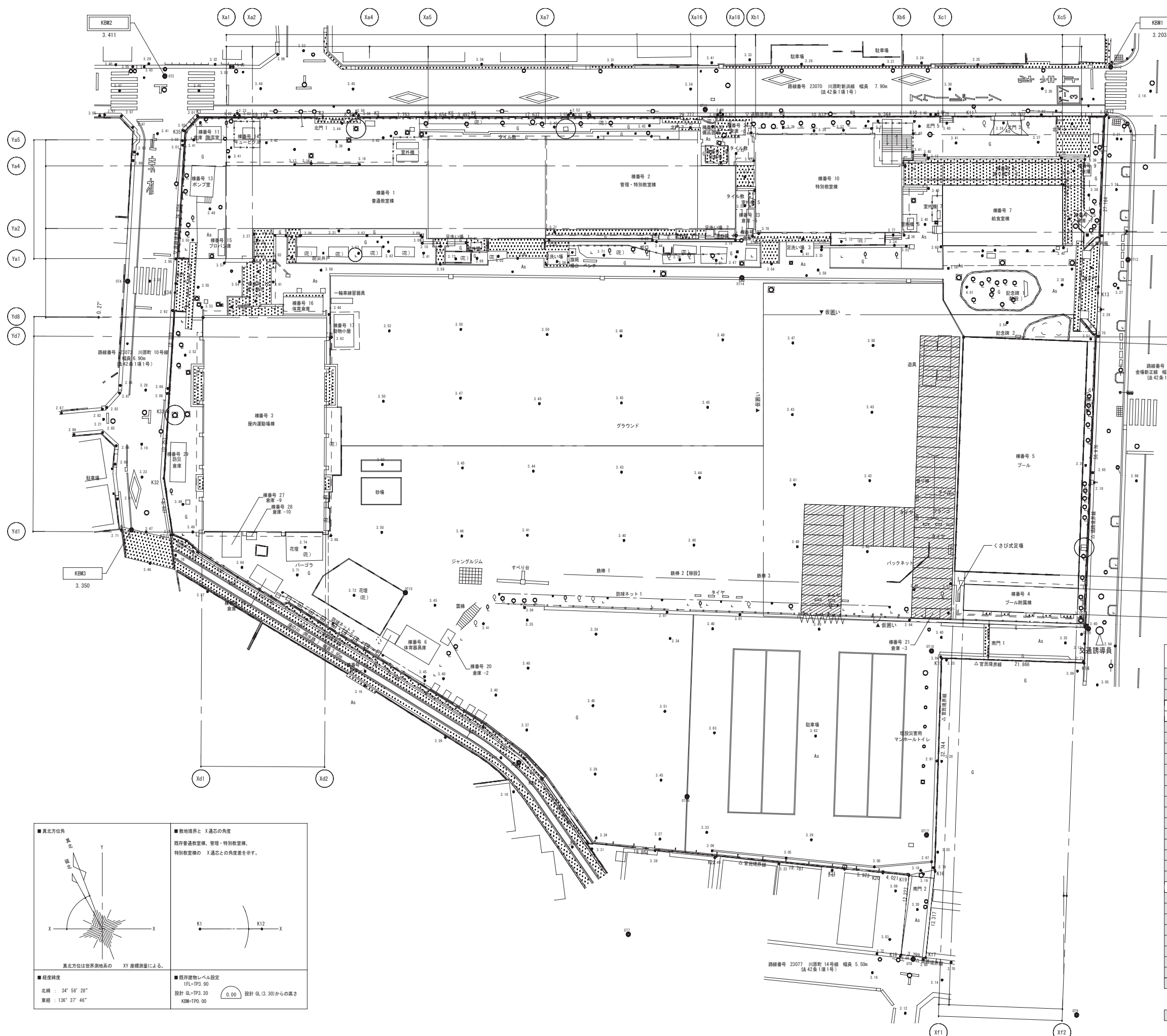
■ 真北方位角

真北方位は世界測地系の XY 座標測量による。

■ 敷地境界と X 逶迤の角度  
 既存普通教室棟、管理・特別教室棟、  
 特別教室棟の X 逶迤との角度差を示す。

■ 既存建物レベル設定  
 1FL=TP3.90  
 設計 GL=TP3.30  
 KBM=TP0.00

0.00 設計 GL (3.30) からの高さ



■工事仮設 数量リスト

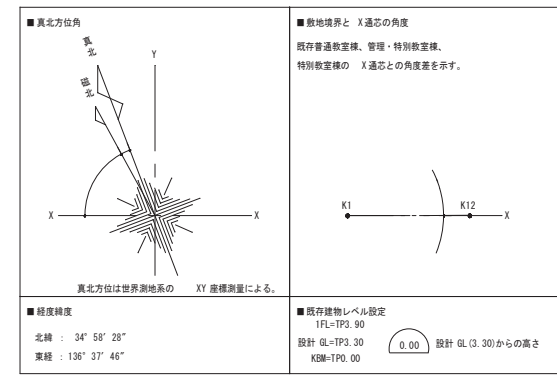
凡例	仕様
---	仮囲い 成形鋼板 H3000
	仮囲い パネルゲート W6000 H4500
---	仮囲い 通用口 鋼製片開ドア W900 H2000
○	交通誘導員
	工事車両通路 鉄板敷き t 22 1500×6000 程度
---	くさび式足場 W600 H4000

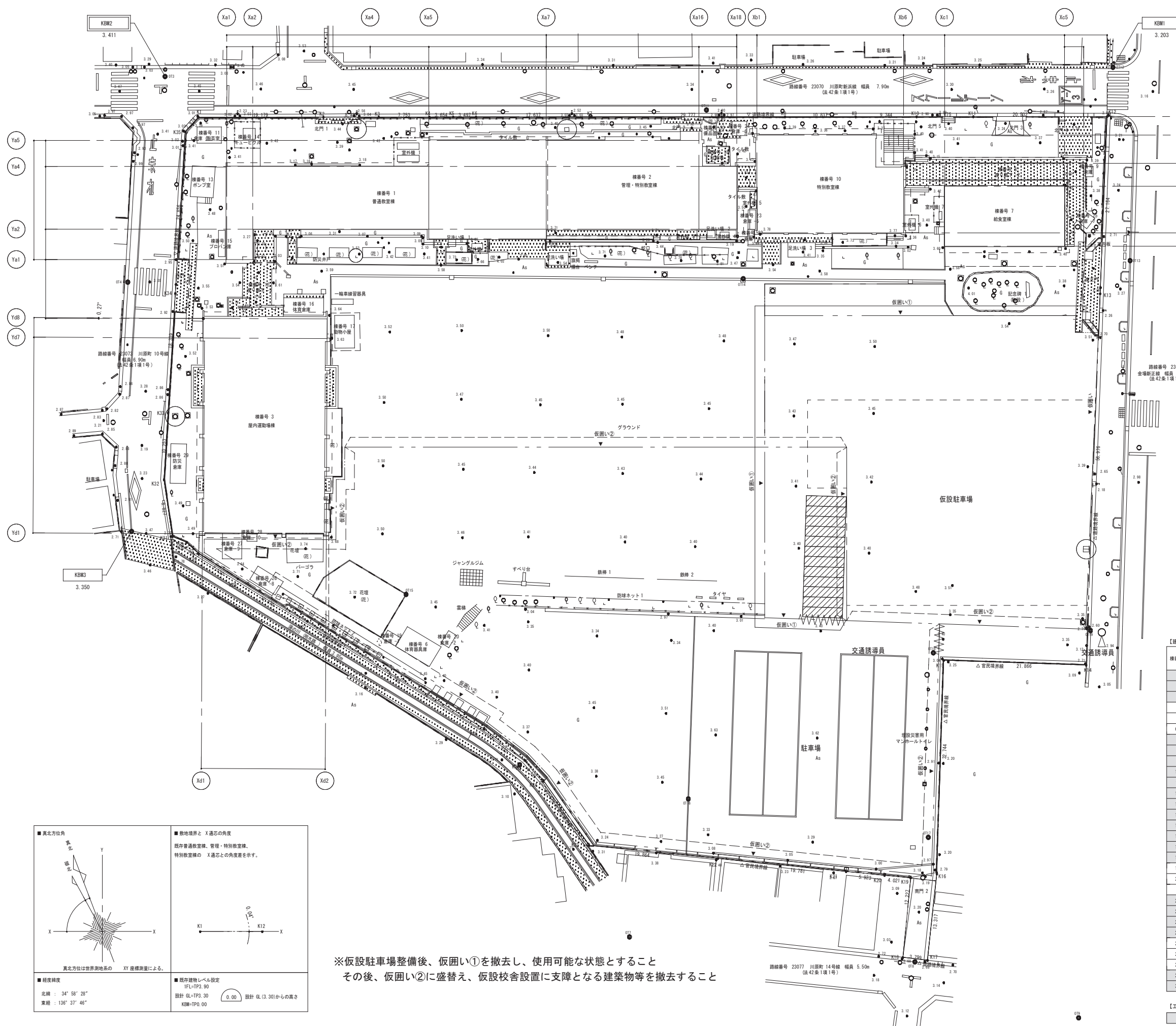
【建築物】

棟番号	管理番号	建物名称	建築	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	軒高 (m)	最高高 (m)	階数	構造	本工事解体	別途工事解体 (本体)
1	①-1	普通教室棟	撤去	602.48	1,786.80	15.200	15.400	3F	RC	●	
2	①-2	管理・特別教室棟	撤去	380.92	1,132.87	13.250	13.550	3F	RC	●	
3	②	屋内運動場	残置	630.74	605.78	7.000	9.400	1F	RC		●
4	③	プール附属棟	撤去	69.06	69.06	2.800	3.020	1F	CB	●	
5	④	プール	撤去	717.57	-	-	-	1F	RC	●	
6	⑤	体育器具庫	撤去	21.00	21.00	3.000	3.100	1F	CB	●	
7	⑥	給食室棟	改修	169.09	169.09	4.350	4.570	1F	S		●
8	⑦	渡り廊下-2	撤去	(127.70)	-	3.800	3.930	1F	S		●
9	⑧	給食室棟 倉庫	撤去	1.97	1.97	2.550	2.680	1F	CB	●	
10	⑨	特別教室棟	改修	328.90	812.27	11.400	12.000	3F	RC	●	
11	⑩	倉庫 (備品室)	撤去	8.85	8.85	2.820	2.550	1F	S	●	
12	⑪	渡り廊下-1	撤去	18.91	12.15	4.850	5.000	1F	S	●	
13	⑫	ポンプ室	撤去	15.64	15.64	4.000	4.000	1F	CB	●	
14	⑬	キュービクル	撤去	3.04	3.04	2.400	2.400	1F	S	●	
15	⑭	プロパン庫	撤去	4.00	4.00	2.200	2.200	1F	S	●	
16	⑮	体育倉庫	撤去	15.91	15.91	2.400	2.400	1F	S	●	
17	⑯	動物小屋	撤去	15.00	15.00	2.550	2.450	1F	S	●	
18	⑰	駐輪場	撤去	5.94	5.94	2.060	2.000	1F	S	●	
19	⑱	倉庫-1	撤去	3.30	3.30	2.070	2.070	1F	S	●	
20	⑲	倉庫-2	撤去	3.03	3.03	2.010	2.010	1F	S	●	
21	⑳	倉庫-3	撤去	3.03	3.03	2.210	2.210	1F	S	●	
22	㉑	倉庫-4	撤去	1.00	1.00	2.050	2.050	1F	W	●	
23	㉒	倉庫-5	撤去	3.35	3.35	2.920	2.920	1F	S	●	
24	㉓	倉庫-6	撤去	4.88	4.88	2.150	2.150	1F	S	●	
25	㉔	倉庫-7	撤去	2.45	2.45	2.300	2.300	1F	S	●	
26	㉕	倉庫-8	撤去	10.81	10.81	2.870	3.100	1F	S	●	
27	㉖	倉庫-9	撤去	11.57	11.57	2.500	2.950	1F	W	●	
28	㉗	倉庫-10	撤去	1.74	1.74	2.070	2.070	1F	S	●	
29	㉘	防災倉庫	残置	14.40	14.40	2.600	2.600	1F	S		●
30	㉙	商品置場	撤去	2.70	2.70	2.450	2.600	1F	S	●	

【工作物】

A	津波避難施設	残置	-	-	14.780	16.360	4F	S
---	--------	----	---	---	--------	--------	----	---





■工事仮設 数量リスト

凡例	仕様
---	仮囲い 成形鋼板 H3000
~~~~~	仮囲い バネルゲート W6000 H4500
---	仮囲い 通用口 鋼製片開ドア W900 H2000
○	交通誘導員
///	工事車両通路 鉄板敷き t 22 1500×6000 程度
- - -	くさび式足場 W600 H4000

--- : 撤去対象建築物 (表のみ)

□ : 撤去対象外

【建築物】

棟番号	管理番号	建物名称	建築	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	軒高 (m)	最高高 (m)	階数	構造	本工事	別途工事
1	①-1	普通教室棟	撤去	602.48	1,795.80	15.200	15.400	3F	RC	●	●
2	①-2	管理・特別教室棟	撤去	380.92	1,132.87	13.250	13.550	3F	RC	●	●
3	⑦	屋内運動場	残置	630.74	605.78	7.000	9.400	1F	RC		
6	⑧	体育器具庫	撤去	21.0	21.0	3.0	3.1	1F	CB	●	●
7	⑩	給食室棟	改修	169.09	169.09	4.350	4.570	1F	S		
8		渡り廊下-2	撤去	(127.70)	-	3.800	3.930	1F	S	●	●
9	⑪	給食室棟 倉庫	撤去	1.97	1.97	2.550	2.680	1F	CB	●	●
10	⑫	特別教室棟	改修	328.90	812.27	11.400	12.000	3F	RC	●	●
11	⑬	倉庫 (陶芸室)	撤去	8.85	8.85	2.820	2.550	1F	S	●	●
12		渡り廊下-1	撤去	18.91	12.15	4.850	5.000	1F	S	●	●
13		ポンプ室	撤去	15.64	15.64	4.000	4.000	1F	CB	●	●
14		キュービクル	撤去	3.04	3.04	2.400	2.400	1F	S	●	●
15		プロパン庫	撤去	4.00	4.00	2.200	2.200	1F	S	●	●
16	⑭	体育倉庫	撤去	15.91	15.91	2.400	2.400	1F	S	●	●
17		動物小屋	撤去	15.00	15.00	2.550	2.450	1F	S	●	●
18		駐輪場	撤去	5.94	5.94	2.060	2.000	1F	S	●	●
19		倉庫-1	撤去	3.30	3.30	2.070	2.070	1F	S	●	●
20	⑮	倉庫-2	撤去	3.03	3.03	2.010	2.010	1F	S	●	●
22		倉庫-4	撤去	1.00	1.00	2.050	2.050	1F	W	●	●
23		倉庫-5	撤去	3.35	3.35	2.920	2.920	1F	S	●	●
24		倉庫-6	撤去	4.88	4.88	2.150	2.150	1F	S	●	●
25		倉庫-7	撤去	2.45	2.45	2.300	2.300	1F	S	●	●
26		倉庫-8	撤去	10.81	10.81	2.870	3.100	1F	S	●	●
27		倉庫-9	撤去	11.57	11.57	2.500	2.950	1F	W	●	●
28		倉庫-10	撤去	1.74	1.74	2.070	2.070	1F	S	●	●
29		防災倉庫	残置	14.40	14.40	2.600	2.600	1F	S		
30		備品置場	撤去	2.70	2.70	2.450	2.600	1F	S	●	●

【工作物】

A	津波避難施設	残置	-	-	14.780	16.360	4F	S
---	--------	----	---	---	--------	--------	----	---

※仮設駐車場整備後、仮囲い①を撤去し、使用可能な状態とすること  
 その後、仮囲い②に盛替え、仮設校舎設置に支障となる建築物等を撤去すること

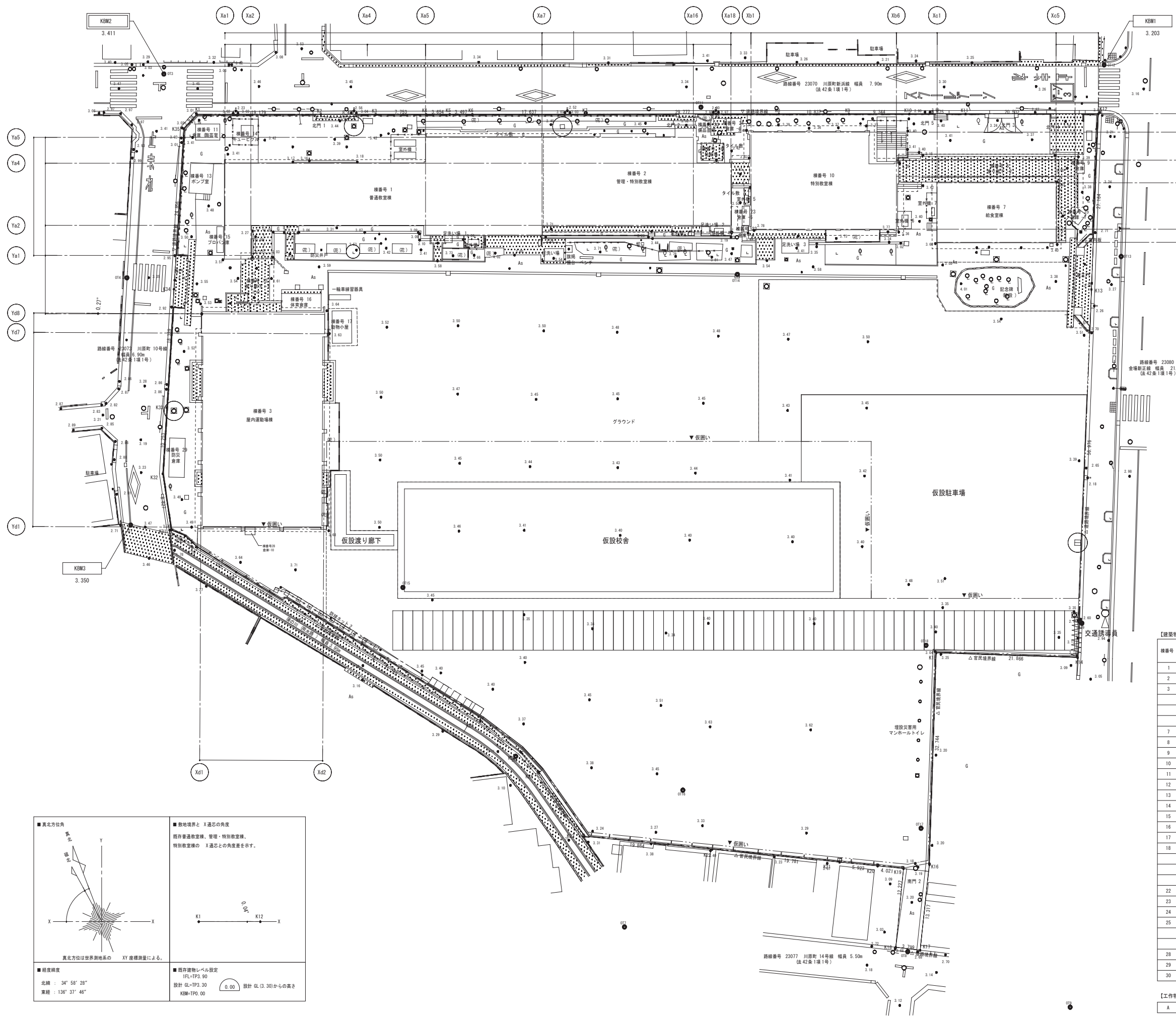
■真北方位角

■敷地境界と X 通心の角度  
 既存普通教室棟、管理・特別教室棟、特別教室棟の X 通心の角度差を示す。

■経度緯度  
 北緯 : 34° 58' 28"  
 東経 : 136° 37' 46"

■既存建物レベル設定  
 汎用TP3: 30  
 設計 GL-TP3: 30  
 KBM-TP0: 00

0.00 設計 GL (3.30) からの高さ



■工事仮設 数量リスト

凡例	仕 様
	仮囲い 成形鋼板 H3000
	仮囲い パネルゲート W6000 H4500
	仮囲い 通用口 鋼製片開ドア W900 H2000
	交通誘導具
	工事車両通路 鉄板敷き t 22 1500×6000 程度
	くさび式足場 W600 H4000

: 撤去対象建築物 (表のみ)  
 : 撤去対象外

【建築物】

棟番号	管理番号	建物名称	建築	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	軒高 (m)	最高高 (m)	階数	構造	本工事解体	別途工事解体 (本体)
1	①-1	普通教室棟	撤去	602.48	1,786.80	15.200	15.400	3F	RC	●	●
2	①-2	管理・特別教室棟	撤去	380.92	1,132.87	13.250	13.550	3F	RC	●	●
3	②	屋内運動場	残置	630.74	605.78	7.000	9.400	1F	RC		
7	③	給食室棟	改修	169.09	169.09	4.350	4.570	1F	S		
8		渡り廊下-2	撤去	(127.70)	-	3.800	3.930	1F	S	●	●
9	④	給食室棟 倉庫	撤去	1.97	1.97	2.550	2.680	1F	CB	●	●
10	⑤	特別教室棟	改修	328.90	812.27	11.400	12.000	3F	RC	●	●
11	⑥	倉庫 (備長堂)	撤去	8.85	8.85	2.820	2.550	1F	S	●	●
12		渡り廊下-1	撤去	18.91	12.15	4.850	5.000	1F	S	●	●
13		ポンプ室	撤去	15.64	15.64	4.000	4.000	1F	CB	●	●
14		キュービクル	撤去	3.04	3.04	2.400	2.400	1F	S	●	●
15		プロパン庫	撤去	4.00	4.00	2.200	2.200	1F	S	●	●
16	⑦	体育倉庫	撤去	15.91	15.91	2.400	2.400	1F	S	●	●
17		動物小屋	撤去	15.00	15.00	2.550	2.450	1F	S	●	●
18		駐車場	撤去	5.94	5.94	2.060	2.000	1F	S	●	●
22		倉庫-4	撤去	1.00	1.00	2.050	2.050	1F	W	●	●
23		倉庫-5	撤去	3.35	3.35	2.920	2.920	1F	S	●	●
24		倉庫-6	撤去	4.88	4.88	2.150	2.150	1F	S	●	●
25		倉庫-7	撤去	2.45	2.45	2.300	2.300	1F	S	●	●
28		倉庫-10	残置	1.74	1.74	2.070	2.070	1F	S		
29		防災倉庫	残置	14.40	14.40	2.600	2.600	1F	S		
30		備品置場	撤去	2.70	2.70	2.450	2.600	1F	S	●	●

【工作物】

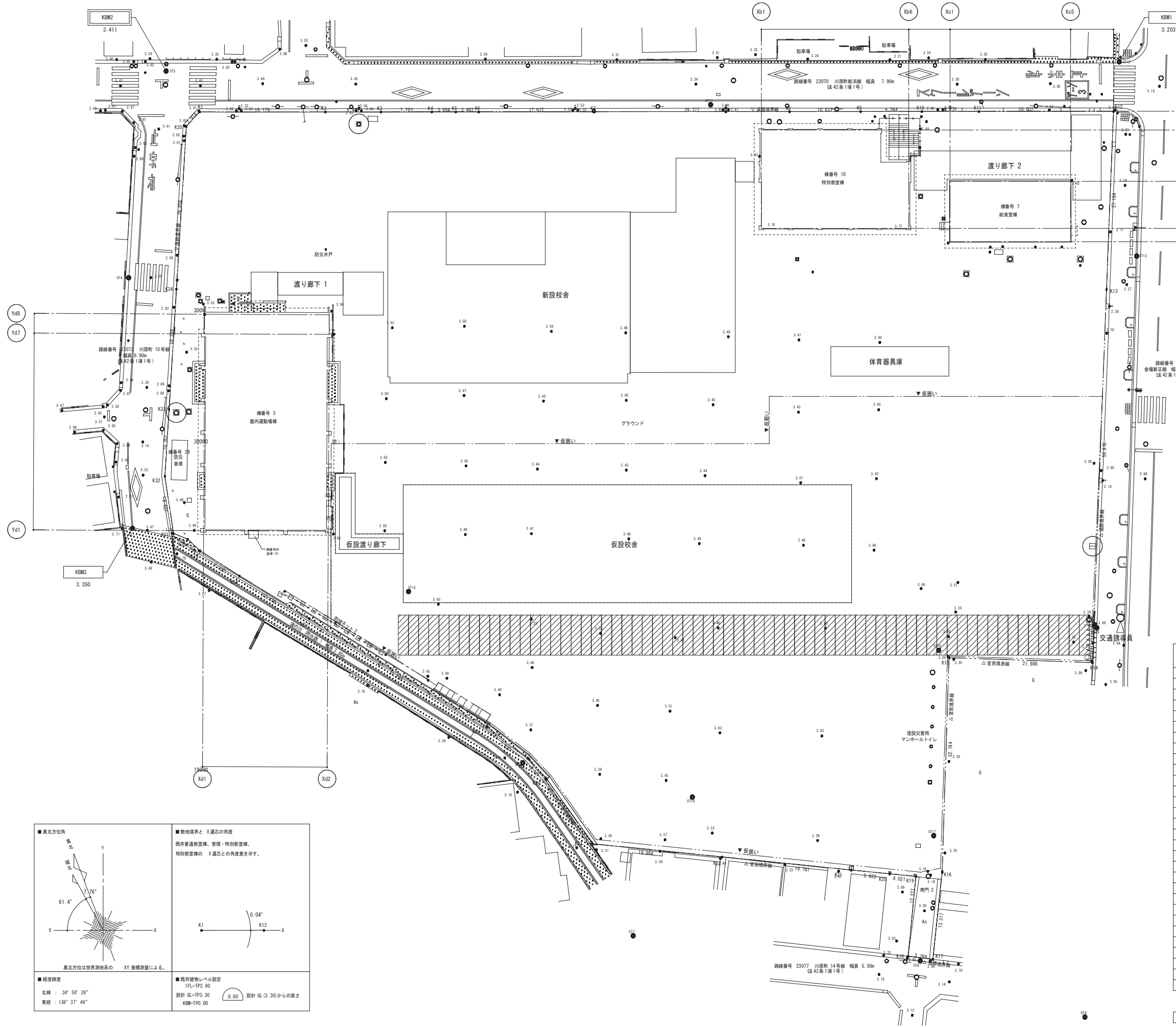
A	津波避難施設	残置	-	-	14.780	16.360	4F	S
---	--------	----	---	---	--------	--------	----	---

■真北方位角

■敷地境界と X 通芯の角度  
 既存普通教室棟、管理・特別教室棟、特別教室棟の X 通芯との角度差を示す。

■経度緯度  
 北緯 : 34° 58' 28"  
 東経 : 136° 37' 46"

■既存建物レベル設定  
 IFL=TP3.90  
 設計 GL=TP3.30  
 KBM=TP0.00  
 設計 GL (3.30)からの高さ



■ 工事仮設 数量リスト

凡例	仕様
	仮囲い 成形鋼板 H3000
	仮囲い パネルゲート W6000 H4500
	仮囲い 通用口 鋼製片開ドア W900 H2000
	交通誘導員
	工事車両通路 鉄板敷き t 22 1500×6000 程度
	くさび式足場 W600 H4000

⋯⋯ : 撤去対象建築物 (表のみ)

【建築物】

種番	管理番号	建物名称	建築	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	軒高 (m)	最高高 (m)	階数	構造	本工事解体	別途工事種別 (本体)
3	⑦	屋内運動場	新築	630.74	605.78	7.000	9.400	1F	RC		
7	⑧	給食室棟	改修	169.09	169.09	4.350	4.570	1F	S		
10	⑨	特別教室棟	改修	328.90	812.27	11.400	12.000	3F	RC		
29		防災倉庫	新築	14.40	14.40	2.600	2.600	1F	S		

【工作物】

A	津波避難施設	種番			14.780	16.360	4F	S
---	--------	----	--	--	--------	--------	----	---

■ 真北方位角  

 真北方位は世界測地系の XY 座標測量による。  
 北緯 : 34° 58' 28"  
 東経 : 136° 37' 46"

■ 敷地境界と X 通しの角度  

 既存普通教室棟、管理・特別教室棟、特別教室棟の X 通しとの角度差を示す。  
 0.04°

■ 既存建物レベル設定  
 1FL=TP3.90  
 設計 GL=TP3.30  
 KBM=TP0.00  
 設計 GL (3.30) からの高さ 0.00